

中区防災計画

風水害対策編

横浜市中区役所

令和4年3月

目次

第1部 総則

第1章 中区防災計画の目的	1
第2章 中区の概況	1
第1節 自然的条件	1
第2節 人口と構成	1
第3節 地域特性	1
第3章 被害の想定	2
第1節 災害の種別	2
第2節 災害の規模	2

第2部 災害予防計画

第1章 風水害に強い都市づくりの推進	4
第1節 水害予防対策	4
第2節 高潮災害予防対策	4
第3節 土砂災害予防対策	7
第4節 風害予防対策	9
第2章 中区の災害警戒区域	10
第3章 防災力強化の取組	12
第1節 情報収集・伝達体制	12
第2節 警戒避難体制	14
第3節 風水害対策用資機材等	15
第4章 指定緊急避難場所と指定避難所の指定	18
第1節 指定緊急避難場所	18
第2節 指定避難所の指定	18
第3節 その他の避難場所	18
第5章 災害に強い人づくり	21
第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災	21
第2節 防災意識の高揚	21
第3節 車中泊避難の予防	23
第6章 災害に強い地域づくり	23
第1節 中区災害対策連絡協議会の設置	23
第2節 自主防災組織の強化	24
第3節 要援護者対策	25

第4節 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の 要配慮者利用施設の防災対策	27
第5節 社会福祉施設における防災対策	28
第6節 企業の防災活動の推進	29

第3部 応急対策

第1章 応急活動基本方針	30
第2章 防災組織体制	31
第3章 災害対策本部等の設置	32
第1節 中区災害対策警戒本部の設置	32
第2節 中区災害対策本部の設置	35
第3節 組織・運営	35
第4節 事務決裁処理の特例	36
第5節 資機材等の確保	36
第6節 区災害対策本部の組織及び事務分掌	37
第4章 職員の配置・動員	42
第1節 職員の配備体制	42
第2節 職員の動員体制	43
第5章 情報の収集と伝達	44
第1節 情報受伝達方針	44
第2節 気象庁の行う気象等予報・警報	44
第3節 気象庁以外からの情報	47
第4節 土砂災害警戒情報の受伝達	48
第5節 災害情報の受伝達	49
第6節 被害情報の受伝達	49
第7節 活動情報の受伝達	49
第8節 広報活動	50
第9節 広聴・相談活動	50
第6章 防災関係機関等との相互連携	51
第7章 水防活動	51
第1節 水防活動の内容	51
第2節 水防活動の業務分担	52
第8章 高潮災害応急対策	52
第9章 土砂災害応急対策	54
第10章 避難と受入れ	54
第1節 避難行動の考え方	54
第2節 避難指示等	55

第3節 警戒区域の設定及び立ち退き	57
第4節 避難場所の開設・運営	57
第5節 被災者の受入れ	58
第11章 帰宅困難者対策	59
第1節 区本部避難者・駅対応班の設置	59
第2節 一時滞在施設等の開設・運営	59
第12章 物資の供給	59
第1節 供給方法	59
第2節 備蓄物資が不足する場合の食料の調達	59
第13章 災害医療	59
第1節 医療救護活動	59
第2節 保健衛生活動	60
第3節 生活衛生活動	60
第4節 医薬品等の備蓄及び調達等	60
第14章 ごみ・し尿	60
第1節 ごみ処理	60
第2節 し尿処理	61
第15章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い	61
第1節 行方不明者の把握	61
第2節 遺体の取扱い	61
第16章 雪害対策	63

第4部 災害復旧と復興事業

第1章 被災者の生活援護	66
第2章 被害認定調査と罹災証明	66
第3章 市民税の減免等	67

第5部 火山災害対策

第1章 被害の予測	68
第1節 火山の噴火による影響	68
第2節 降灰予測	70
第3節 火山灰による被害	71
第2章 災害予防	73
第3章 応急・復旧対策	76
第1節 災害対策本部等の設置	76
第2節 庁舎等の保全・機能確保	79
第3節 情報の収集・伝達	80

第4節 避難	82
第5節 救援・救護・市民生活の安定	82

第1部 総則

第1章 中区防災計画の目的

本計画は、横浜市防災計画「風水害等対策編」の区別計画として、中区に風水害が発生した場合の区役所及び区民のための基本的な計画です。

この計画は、人命を守ることを最優先とした「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を目標として、中区の地域の実情を踏まえた計画としており、区民、防災関係機関等のそれぞれの役割を明確にし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ること、また、台風及び集中豪雨などが発生した場合でも、その被害をできるだけ軽減することを目的としています。

第2章 中区の概況

第1節 自然的条件

中区は、市の東部に位置し、東側と南側は横浜港、西側は南区、磯子区、北側は西区に接しており、北部は大岡川と中村川に挟まれた江戸時代からの埋立地、南部は三浦半島へと続く多摩丘陵地帯の東部（下末吉台地）となっています。台地は関東ローム層からなり比較的安定した地盤となっておりますが、低地は緩い砂や軟弱なシルト^{※1}などが分布している軟弱な地盤です。

※1；シルトとは、粘土より大きく、細砂より小さな粒径の土粒子です。特徴は粘土と似ていません。

第2節 人口と構成

- 1 人口は約15万人(令和4年2月現在)で、18区中4番目に少ないが、昼夜間人口比率は161.2%で、2番目に多い区です。(平成27年10月現在)
- 2 65歳以上人口の割合は23.6%で、5人に1人が高齢者となっています。(令和3年9月現在)
- 3 1世帯当たりの人員は1.77人で18区中1番少なく、高齢者世帯も含め単身世帯の割合が高くなっています。(令和4年2月現在)
- 4 外国人登録者数は人口の約1割を占め、増加傾向にあります。国籍で見ると、6割弱が中国籍ですが、90か国以上と多国籍化が進んでいます。(令和4年1月現在)
- 5 生活保護世帯数は8,300世帯を超え、市全体の約15.2%を占めます。(令和3年4月末現在)
- 6 障害者手帳所持者数は約8,200人で、区の人口に占める割合は約5%となっています。(令和3年3月末現在)

第3節 地域特性

中区は、横浜の都市機能の中枢を担い、政治・行政、文化・情報、経済・ビジネスの中心地です。特に観光資源が豊富にあり、国の内外から多くの人々が訪れています。

事業所数は18区中最多で、従業者数は18区中2番目に多く、産業別では第3次産業が大勢を占め、特に卸・小売業、飲食サービス業・宿泊業及びサービス業の占める割合が高くなっています。

※出典：中区統計便覧（2021年版）

第3章 被害の想定

本計画で想定する災害は、次のとおりとします。

第1節 災害の種別

- 1 浸水（洪水、雨水出水、高潮）による災害
- 2 崖崩れ、土石流などの土砂災害
- 3 暴風、竜巻等の突風による災害
- 4 雪害
- 5 火山災害

第2節 災害の規模

近年、世界的に大規模水害が多発し、また、地球温暖化の進行に伴う大雨の頻度の増加や海面水位の上昇など懸念される予測も出されています。風水害等による被害の発生は、発生に至る要因として、気象、地象、水象状況とこれらと関連した危険要素の複合等様々な態様が考えられるほか、発生メカニズムにおいても不明な点が多いため、細部にわたる被害の予測を具体的な数量として算出することは極めて困難です。

本計画では、過去に本土を襲った最大級の台風（伊勢湾台風級の大型台風）や、これまで富士山で発生した最大規模の噴火、法令に基づいて設定する浸水想定区域の前提となる降雨などの、過酷な自然現象による風水害等の態様を勘案し、被害の発生の可能性が予測される区域の状況を想定することで、災害への対策を行うこととします。

※ 河川の氾濫等による水害については、次のとおり、水防法第14条に基づき指定される洪水浸水想定区域の、指定の前提となる降水量が定められています。

1 計画規模（河川施設整備の目標とする降雨）

水系	指定の前提となる降水量	年超過確率※1	該当区
大岡川	1時間最大雨量 93mm	1/100	南区、港南区、磯子区

2 想定最大規模（想定し得る最大規模の降雨※2）

水系	想定前提となる降水量	年超過確率	該当区
大岡川	流域の24時間総雨量 332mm	1/1000	中区、南区、港南区、磯子区

※1 年超過確立1/100である場合、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率は1%（1/100）となる。

※2 想定し得る最大規模の降雨：おおむね1000年に一度程度の大雨を上回る降雨量

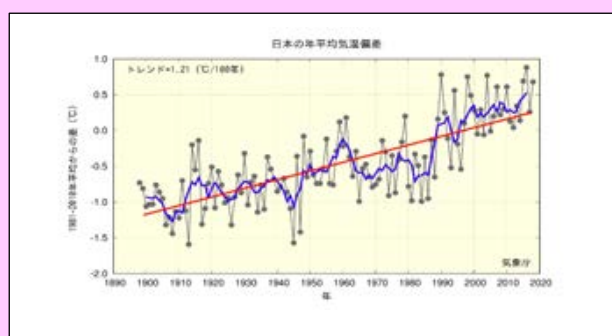
防災トピック

近年、都市部のアスファルト化や建物の密集化、地下空間の大規模化、ヒートアイランド等により風水害の人・物的被害が大きなものとなっており、平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年台風15号・19号、令和2年7月豪雨など日本各地で大規模な風水害が頻発しています。

水害や土砂災害の原因となる豪雨は様々な要因により発生します。

地球温暖化

日本では1990年以降、高温となる年が頻繁に表れています。気温の上昇にともなって熱帯夜（夜間の最低気温が25℃以上の夜）や猛暑日（1日の最高気温が35℃以上の日）は増え、冬日（1日の最低気温が0℃未満の日）は少なくなっています。

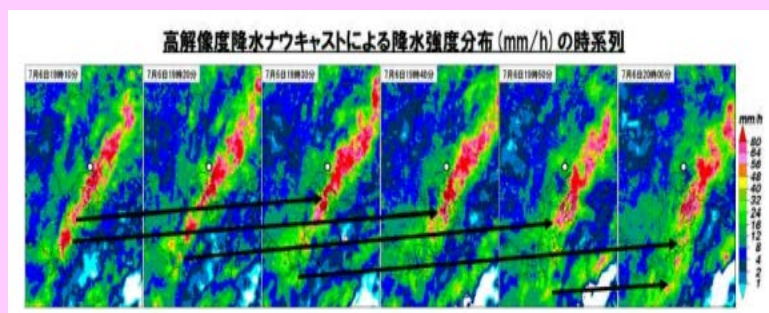


出典：気象庁ウェブサイト

(https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/chishiki_ondanka/p08.html)

線状降水帯

風上で連続して積乱雲が発生して、それが次々と風上に移動し豪雨をもたらします。水蒸気の供給や上昇気流を引き起こす要因の解消や、積乱雲を移動させる上空の風の変化がない限りこの状態が続き、強い雨が降り続きます。

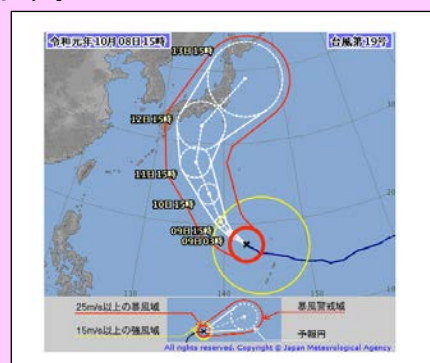


出典：気象庁ウェブサイト

(<https://www.jma.go.jp/jma/press/1807/13a/gou20180713.pdf>)

台風

台風は、強い風とともに大雨を伴い、広い範囲に長時間にわたって雨を降らせます。特に、台風の動きが遅い場合には同じ場所に大雨が降り続け、甚大な被害を及ぼします。



出典：気象庁ウェブサイト

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/typhoon/7-1.html>)

こうした気象災害は、予報の技術が向上した現在においても、正確な予測が難しく、予測ができた段階から避難行動をとるまでの時間的な余裕がなかったり、すでに大雨等で避難が困難になったりすることがあるので、注意が必要です。

第2部 災害予防計画

第1章 風水害に強い都市づくりの推進

風水害に強い都市づくりの推進のため、水害予防対策、高潮災害予防対策、土砂災害予防対策及び風害予防対策について定めます。

第1節 水害予防対策

1 河川の概要

中区には、西から東に大岡川、中村川・堀川が流れており、この二つの河川に挟まれている地域では大雨の際に洪水により浸水する危険があります。



2 下水道施設等の整備

(1) 雨水排水施設（下水道）の役割

雨水を川や海に流す下水管（雨水）やポンプ場を整備することによって、浸水への安全度が向上します。

(2) 雨水排水施設（下水道）の整備計画

時間降雨量約 50mm程度の降雨（5年に1回程度）に対応した整備を行います。

また、特に人口が集中する低地区などは、さらに安全度を高めるため、時間降雨量約 60 mm程度の降雨（10年に1回程度）に対して浸水しない整備を段階的に進めます。

(3) 雨水排水施設（下水道）の維持管理

ア 下水管きよの維持管理

下水管きよの流下機能を常に確保するため、調査、清掃及び修繕・改良工事を実施します。

イ 下水道施設情報

下水道管きよやポンプ場の迅速な情報収集を進めます。

3 神奈川県大規模氾濫減災協議会

県、市町村、横浜地方気象台が神奈川県大規模氾濫減災協議会を通じて連携協力し、「水防災意識社会」を再構築するためにハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進・実施していきます。

第2節 高潮災害予防対策

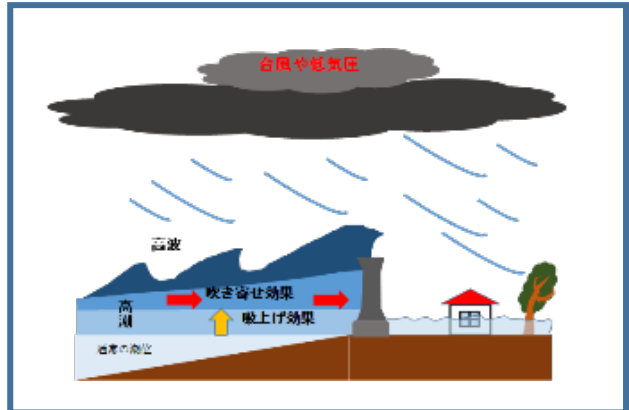
1 高潮及び高潮位の推定

高潮は、台風や発達した低気圧によって、海岸付近で海面が異常に高くなる現象です。高潮の発生は、気圧の低下による海面の吸い上げと風による吹き寄せが主な要因です。高潮が発生す

ると、海水が護岸を越えたり、高い波による越波が生じ、背後地が浸水する可能性が高くなります。

高潮発生時の偏差（低気圧による吸い上げ高）の推算については、最大の偏差を抽出することとしており、横浜市では、伊勢湾台風が当時と同じ角度で東京湾を直撃した場合に最大の偏差が生じると予想されています。

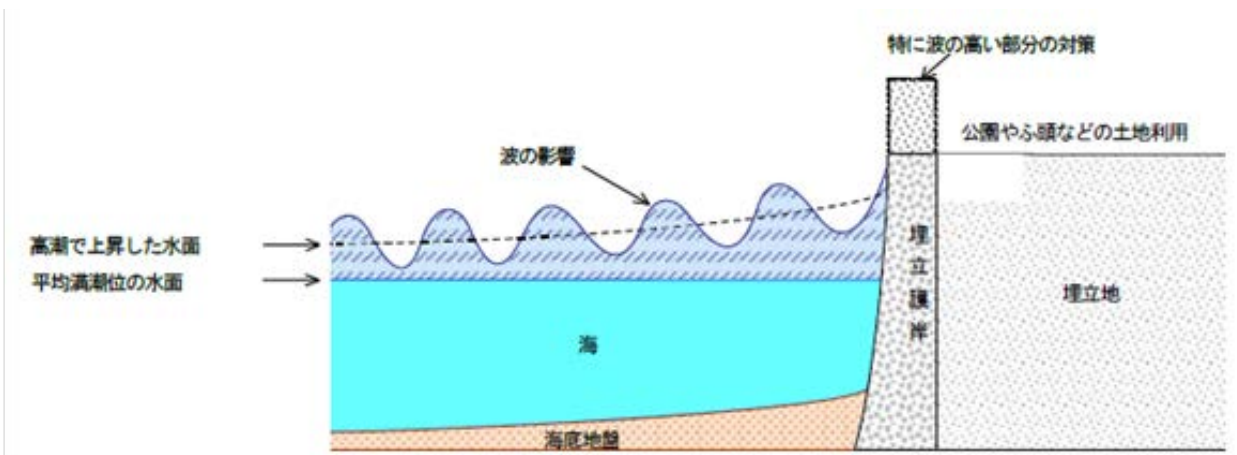
この台風の条件と海岸線の地形情報を基にしたシミュレーションによって最大偏差を抽出し、これを横浜港の朔望平均満潮位に足したものが、計画高潮位であり、横浜市ではT.P. +2.2m～T.P. +2.7mとなります。（T.P.は、東京湾平均海面を基準とした標高）



2 埋立地、港湾施設の高潮対策

横浜市の海岸線は、ほぼ全面が埋立地であり、若干の部分を除いて自然海岸はありません。横浜港は、埋立によって拡張してきましたが、高潮を考慮した埋立の基準高さ（T.P. +2.7m）が定められ、これに沿って水際線が整備されてきました。横浜港で推定される計画高潮位はこの高さを下回っていることから、高潮に対して一定の安全性が確保されていると考えられます。

しかし、最新の知見による想定や護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、海岸保全施設等の整備を進めていきます。



3 公共上屋の高潮対策

中区内の各ふ頭に対する高潮対策は次のとおり。

名称	施設の状況
本牧ふ頭	防潮扉を設置。ただし、立地条件上、支障のない公共上屋については設置していない。
山下ふ頭	防潮扉を設置
大さん橋ふ頭	公共上屋なし

4 下水道の高潮対策

(1) 横浜市管理下水道の現況

河川沿い及び海岸線沿いに、水再生センターやポンプ場、雨水を排除するための管きょが整備されています。

なお、水再生センターやポンプ場の護岸は、計画高潮位（T.P.+2.7m）を上回っています。ただし、水再生センターやポンプ場から排水する放流きょや雨水を排除するための管きょは、計画高潮位（T.P.+2.7m）を下回っている箇所が存在し、高潮時の影響が懸念されています。

(2) 高潮対策の概要

横浜市の下水道の高潮対策については、津波対策と合わせて進める必要があります。水再生センターやポンプ場の処理機能においては、高潮による電源損失や制御不能に陥ることのないように必要な対策を行っていきます。

また、雨水を排除するための管きょにおいても、高潮によって海からの水が逆流するなど、維持管理の支障とならないように必要な対策を行っていきます。

5 潮位の観測等

港湾局保全管理課は、大さん橋の潮位観測装置により潮位を常時観測しています。また、中区本牧及び磯子区新杉田検潮所においても潮位を常時観測、記録しています。

6 高潮浸水想定区域の指定（神奈川県が指定）

国内の観測史上、最も大きな台風が、東京湾沿岸に最悪の被害を与える経路で来襲した場合に浸水が想定される区域が高潮浸水想定区域として指定されました。

○前提条件

・ 想定する台風の規模

台風の中心気圧 : 910hpa 室戸台風（昭和9年）

暴風の半径（最大旋衝風速半径） : 75km 伊勢湾台風（昭和34年）

台風の移動速度 : 73km/h 伊勢湾台風（昭和34年）

・ 最悪の事態を想定したシナリオ

① 台風による降雨に伴い、河川の洪水が同時に起きることを想定

② 波浪等が施設の設計条件に達した段階で護岸等は倒壊して機能がなくなると想定

【高潮浸水想定区域図URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/takashio_shinsui.html



第3節 土砂災害予防対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定（神奈川県が指定）【中区：71 区域（令和3年4月1日現在）】

急傾斜地の崩壊により相当数の住居者等に危害が生ずるおそれのある地域及び一定の行為により崩壊を助長、誘発するおそれのある地域を、市長の意見を聞いて県知事が指定することとなっています。

指定基準は、傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上の崖で、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上ある区域又は官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域です。

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、切土、盛土、立木の伐採など法律に定めた行為について、県知事の許可が必要になります。

また、災害防止のため、一定基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を施工できます。

2 土砂災害警戒区域の指定（神奈川県が指定）【中区：129 区域（令和4年3月8日現在）】

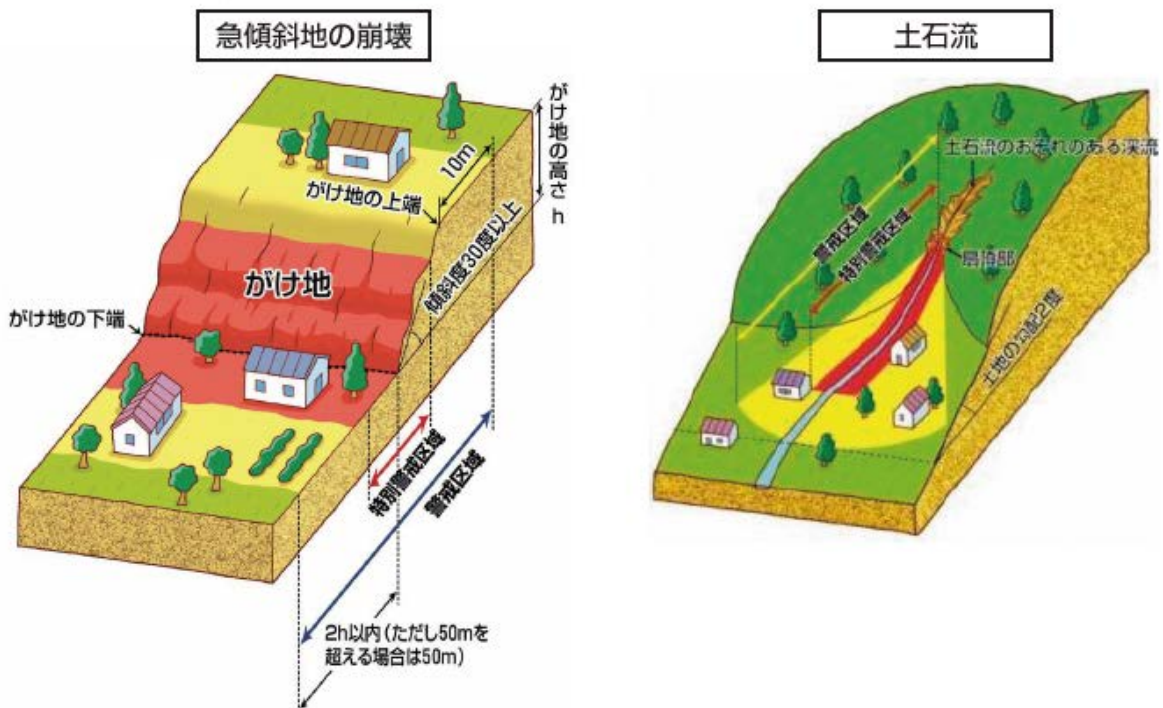
急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を指します。

「土砂災害警戒区域」（通称「イエローゾーン」）と「土砂災害特別警戒区域」（通称「レッドゾーン」）の2つに分けられます。

イエローゾーンでは、市が当該区域における警戒避難体制の整備を図ることが義務づけられています。

レッドゾーンでは、イエローゾーン同様の警戒避難体制の整備を行うとともに、一定の開発行為を行う際に県知事の許可が必要となるほか、建築基準法に基づく建築確認の際に建物構造上で土砂災害対策が施されているかどうかの確認を行うなどの制限事項が定められています。

中区では、117 区域が指定されています。（令和4年3月8日現在）



■ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

【急傾斜地の崩壊の場合】

- ・ 傾斜度が 30 度以上で高さが 5 m以上の区域
- ・ 急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍（50mを超える場合は 50m）以内の区域

【土石流の場合】

- ・ 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域

■ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域内のうち、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

3 崖情報の収集

崖崩れ災害を防止するため、危険な崖や擁壁の改善工事の促進を図っています。

また、毎年 2 回（6 月、9 月）の宅地防災パトロールを実施しているほか、区民からの情報に基づく調査を行い、改善工事の啓発等を行っています。

(1) 宅地防災パトロール実施概要

ア 目的及び概要

梅雨や台風シーズン前に区内の崖地を巡回し、緊急の危険箇所を把握しています。

また、助成制度の対象と思われる住戸にリーフレット等を配布し、助成制度の利用促進及び崖改善の啓発を図っています。

イ 参加機関

主に建築局、区総務課、区土木事務所、消防署、警察署が参加

4 土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する区域（即時避難指示対象区域）の指定

専門家による現地調査結果をもとに抽出した、人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地及びその周辺を「土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する区域（即時避難指示対象区域）」として選定しています。

また、選定した区域の近くに設置する避難場所等の避難情報は、即時避難指示対象区域内の住民への個別ポスティングや、区ウェブサイトへの掲載により、住民等に対して事前に周知し避難対策の強化を図っています。

【参考 URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kurashi/bosai_bohan/saigai/fuusuigai-hinanbasyo.html

【中区対象区域：5箇所】

- ① 打越の一部
- ② 山手町の一部
- ③ 本牧町1丁目の一部
- ④ 本郷町3丁目及び本牧町1丁目の一部
- ⑤ 本郷町3丁目の一部

5 道路崖防災対策

道路防災総点検に基づき、継続的に監視が必要な道路崖について「道路防災カルテ」としてまとめ、土木事務所による日常点検のほか、専門技術者による詳細点検を行い、道路がけ防災工事実施基準に基づき対策を実施していきます。また、これ以外の崖についても必要に応じて点検調査を行い、道路防災カルテに加えるなどの対応を行います。

第4節 風害予防対策

台風等による暴風や竜巻等の突風による被害を防止又は軽減するため、施設の安全管理や普及啓発など風害の予防対策を推進します。

1 街路樹倒伏防止対策

台風などの強風時における倒伏を防止するため、ベッコウタケなどにより腐朽しやすいサクラ、ケヤキ、ユリノキなど8種類の街路樹について、樹木医による点検を行っています。深刻な状態が確認された場合は、早急に伐採を行い、倒伏による被害の防止に努めています。

2 竜巻等の突風災害対策

竜巻等の突風による災害については、その発生を予測することや災害を予防することは困難ですが、発生した時に適切な行動をとることで被害を軽減することができます。このため、各種広報媒体を活用した普及に努めます。

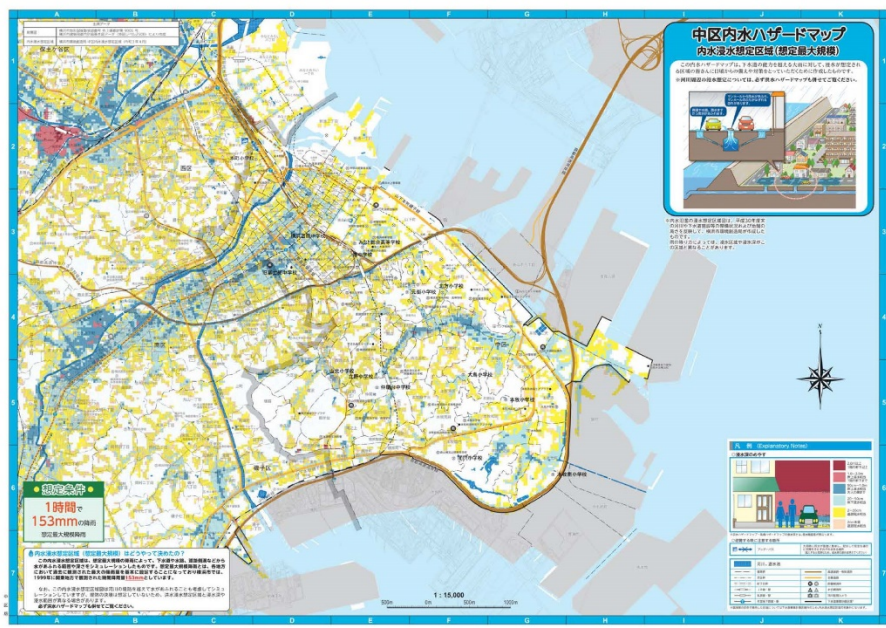
第2章 中区の災害警戒区域

ハザードマップ

ハザードマップとは自然災害による被害を予測し、その被害予想範囲を地図化したものです。現在、中区では3種類のハザードマップを作成し、公表しています。

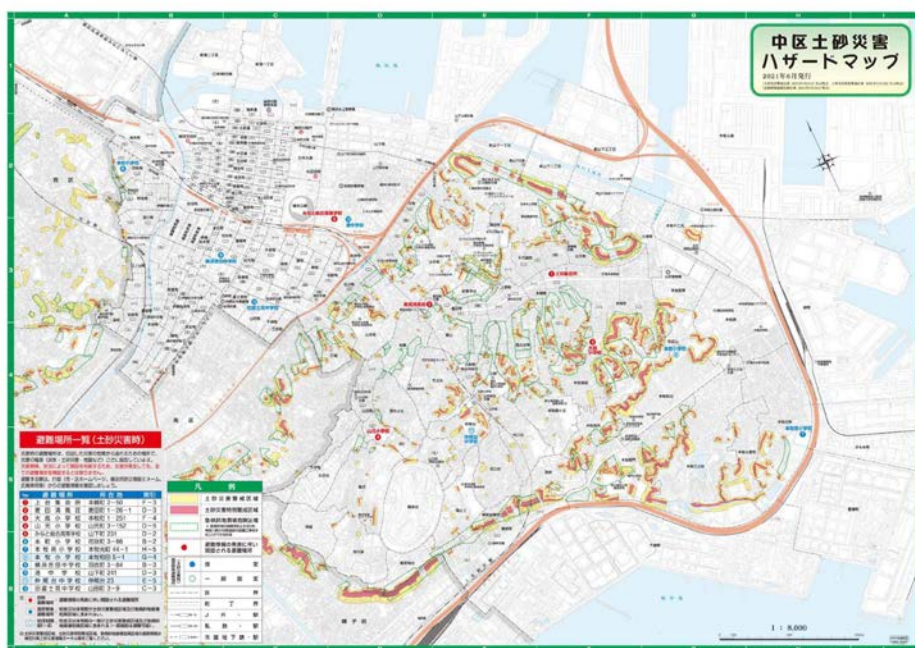
【中区内水ハザードマップ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/bousai/naisuim.html>



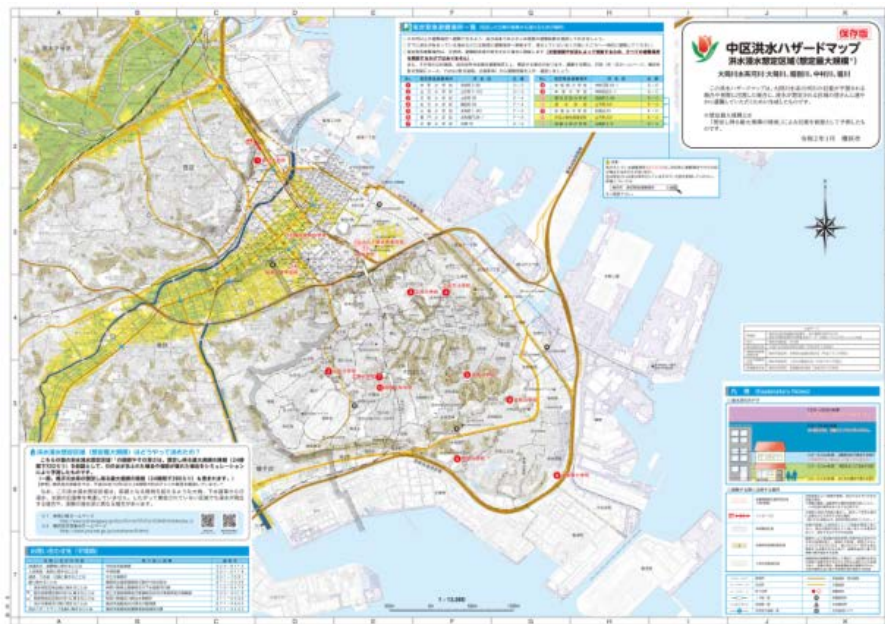
【中区土砂災害ハザードマップ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/gake/hmap.html>



【大岡川浸水ハザードマップURL】

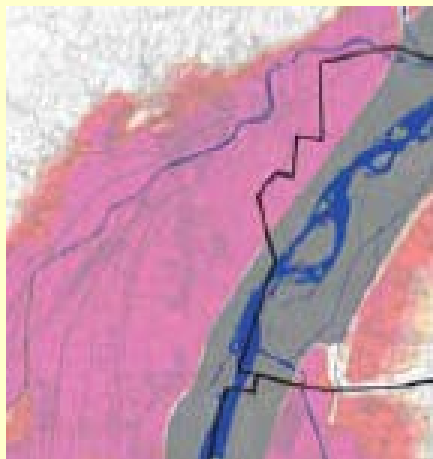
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/flood-hmap.html>



防災トピック

ハザードマップの精度

ハザードマップ



実際の浸水範囲



令和元年台風 19 号では、長野県の信濃川で大きな洪水被害が発生しました。その際の浸水範囲を確認すると、ハザードマップに示された浸水想定区域とほぼ一致しています。

ハザードマップで危険な区域をあらかじめ確認し、被害が発生する前に、想定区域からいち早く脱出することが**命を守る最善の手段**となります。

第3章 防災力強化の取組

この章は、情報収集伝達機器、土砂災害警戒区域における警戒避難体制及び風水害対策に用いる資機材など、中区の災害応急活動を迅速的確に行うために定めます。

第1節 情報収集・伝達体制

1 危機管理システム

(1) システムの概要

危機管理システムは、迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援するための、災害情報・本部設置状況・被害情報・映像情報などの情報収集機能、迅速、的確な緊急対策の判断支援機能、区民の皆様への情報発信機能を備えたシステムです。

区 分	主 な 機 能
観測情報	雨量、河川水位、台風など観測情報を収集し、伝達する機能
気象情報	地震、津波、気象、水防に関する各種注意報・警報等を収集し、伝達する機能
被害情報	各区役所から地震や風水害による被害の情報を収集し、伝達する機能
避難情報	避難情報、避難場所開設情報等の避難に関する情報を伝達・集約する機能

(2) 気象・河川情報等収集伝達体制

ア 雨量監視システム（レインアイよこはま）

局地的大雨や台風による浸水等の災害を防止するため、雨の状況を迅速・的確に把握し、区内各地の下水道施設や河川施設の効果的な運用を行います。

イ 水防災情報システム（河川水位情報等の提供）

台風や大雨時の防災活動や避難行動等を促すための情報として、河川水位観測所の水位情報等を市ウェブサイトで公表するとともに、希望者にはパソコンや携帯電話へのEメール配信を行っています。また、監視カメラによる河川の画像情報も提供しています。

(ア) 河川水位情報等の市ウェブサイトでの提供

市ウェブサイトの水防災情報のページで、7水系・34河川・79箇所の水位情報（10分間隔）を見ることができます。また、過去の水位データを遡って見ることができます。

(イ) 河川監視カメラの設置による画像情報の提供

2 防災情報Eメール

事前に登録した情報提供希望者に対して、河川水位が上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）以上の水位を超過した場合に、関連情報を配信しています。

3 中区 Twitter（区政推進課）

避難情報の発令や避難場所開設状況等の緊急のお知らせのほか、台風の接近や大雪の恐れがある場合の注意喚起等の情報を発信しています。

4 Yahoo! 防災速報

Yahoo! 防災速報の「アプリ版」をスマートフォンにダウンロード、またはパソコンや従来型携帯電話に「メール版」を登録している方で、横浜市からの情報を受信設定している方は、本市から発信した内容をプッシュ通知により受信することができます

5 防災行政用無線

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、土木事務所・消防署・防災関係機関等を結ぶ MCA 無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

多重無線及び MCA 無線は区役所や防災関係機関等に固定局を設置し、無線統制局や中継局を経由して、無線電話、FAX 等による一斉指令または個別通話等ができます。

デジタル移動無線は地域防災拠点に半固定型の機器を設置しており、無線電話による個別通話やグループ通話等ができます。

全市移動無線及び地区移動無線には、基地局及び移動局があり、同一チャンネル間のグループ通話等ができます。

6 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、職員自身の安否情報及び動員見込み時間を報告することで、各職場においてそれらを一覧表で効率的に把握するためのシステムです。

7 コミュニティFM

令和元年8月に開局した、中区を中心としたコミュニティ放送局である『マリンFM』と災害時相互協力協定を締結しました。

災害発生時には、マリンFMを活用し、地域に密着した防災・避難情報を多言語で提供するほか、緊急時割り込み放送設備を活用した緊急避難情報を発信します。

緊急時割り込み放送

災害発生時などの緊急時に、「マリンFM」のチャンネルに割り込んで、中区役所から防災情報を放送します。

これは、中区役所に設置した専用マイクを通じて発信した防災情報が、マリンFMの番組に優先されて放送されるものです。

中区内の被害情報や避難場所の開設状況などの中区に特化した防災情報を、区民の方々に提供することが出来ます。



第2節 警戒避難体制

1 浸水想定区域等における警戒避難体制

(1) 浸水想定区域等における警戒避難体制の整備

浸水想定区域が指定・公表された場合、当該浸水想定区域ごとに洪水予報等や避難情報の伝達方法、避難場所等の水害に対する避難措置について定め、各種ハザードマップで区民への周知徹底を推進します。

また、浸水想定区域内の地下街等、社会福祉施設、学校、医療施設等の要援護者施設に洪水予報等を伝達します。

(2) 浸水想定区域内の事業所等への洪水予報等の伝達体制の整備

水防法第15条第2項に基づく浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び事業所等への洪水予報等の伝達体制については、第6章第4節のとおりとします。

2 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

県により土砂災害警戒区域の指定があった場合には、当該警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難体制等を整備します。

区長から伝達する 土砂災害に関する情報等	1 大雨警報、大雨特別警報 2 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 3 避難指示等の発令 4 その他、土砂災害対策上、有効な情報
-------------------------	---

3 警戒レベルを用いた避難指示等

令和元年台風第19号等の被害を受け、内閣府により風水害対策が検討され、令和3年5月20日に改正「災害対策基本法」が施行、警戒レベルの「避難情報の名称」が変更されました。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
 <警戒レベル4までに必ず避難> 			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

第3節 風水害対策用資機材等

区では、風水害対策用として各機関で、資機材を整備しており災害対応をしております。
なお、これらの資機材は、地震災害等他の災害対策のためにも使用することができます。

【中土木事務所における主な水防用資機材】

資機材一覧	
エンジンカッター	土・砂
ジャッキ	土のう袋
チェーンソー	単管パイプ
スコップ	防水シート
つるはし	ベニヤ版
規制・注意看板	融雪剤

【中区役所における活動用資機材一覧】

資機材一覧	
スコップ	無線機
ブルーシート	携帯電話
懐中電灯	デジタルカメラ
ハンドマイク	避難所用簡易ベッド
発電機	避難所用電気ストーブ
投光器	雨合羽、防寒衣
タブレット	

【応急資材備蓄】

風水害による崖崩れ等の二次災害防止のため、本市と協定を締結した中区の横浜建設業防災作業隊の応急資機材として、ビニールシート・土のう・鉄筋棒を備蓄しています。

資材一覧	配置場所
ビニールシート	中区かもめ町4番地付近（本牧陸橋下）
土のう	
鉄筋棒	

【医療救護活動用医薬品】

- 1 区内の地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備しています。
- 2 薬局、休日急患診療所等に医療救護隊用の医薬品等を備蓄しています。
- 3 医療救護隊が使用する医薬品は、薬局、休日急患診療所等に備蓄した医薬品等を使用します。なお、薬局に備蓄した医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区本部医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

【地域防災拠点の備蓄（1拠点あたり）】

食料・水	クラッカー・缶入り 保存パン	2,000食	水缶詰	2,000缶	おかゆ	460食
	粉ミルク・ほ乳瓶	19セット	スープ	220食		
生活	灯油式かまどセッ ト又はガスかまど セット	1台	紙おむつ・紙パンツ	1,350枚	生理用品	425個
	高齢者用紙おむつ	210枚	アルミブランケット	240枚	毛布	240枚
	トイレトペーパー	192巻	電話コード（特設公衆電話 用）	2本	防災行政用無線（デ ジタル移動無線）延 長コード	1基
	LEDランタン	80台	電話機（特設公衆電話用）	2基	トイレパック	5,000セット
	トランシーバー	2台	ビブス（橙・青）	各10枚	防災ラジオ	2台
	防災電話機	1台	テント	2基	組立式仮設トイレ	2基
	簡易トイレ便座	6基	下水道直結式仮設トイレ	5基	受水槽用蛇口	1式
救護	リヤカー	2台	グランドシート	10枚	給水用水槽 1t	1個
	保温用シート	150枚	松葉杖	5組		
救助	エンジンカッター （防塵眼鏡、皮手袋付）	2台	ガス式発電機 （カセットボンベ12本付）	3台	ジャッキ又はレス キュージャッキ	1台
	ガソリン式発電機	3台	ヘルメット	10個	金属はしご	1本
	応急担架用ポール	10本	担架	10本	ハンドマイク	2個
	つるはし	5本	大ハンマー	5本	スコップ	5本
	ロープ	5本	てこ棒	5本	大パール	5本
	ワイヤーカッター	5本	大なた	5本	のこぎり	5本
	掛矢	2個	投光機	5台	多言語表示シート	1式

地域防災拠点1箇所に備蓄している物資は、震災時だけでなく、風水害等の緊急時にも活用します。

【方面別備蓄庫】

主な資機材一覧	配置場所
水（水缶）	本牧ふ頭D突堤変電所
毛布	
トイレパック他	

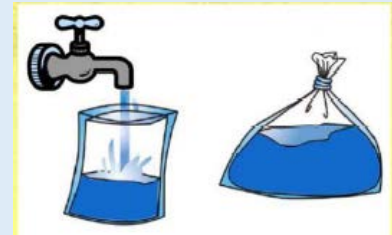
【帰宅困難者用備蓄庫】

主な資機材一覧	配置場所
食料（ビスケット）	中区松影町2丁目8番地8
水（水缶）	
アルミブランケット	
トイレパック他	

家庭で作る簡単な「水のう」

○「水のう」って何？

土で作る「土のう」の代わりとして、家庭で簡易的に作れる「水のう」というものがあります。大雨の際に、室内への浸水を防ぐ手段として利用できます。



○簡易「水のう」の設置例



「水のう」を防水シートなどでくるんで、玄関先などに設置できます。水のうを段ボール等に入れると持ち運びができ便利です。

○「水のう」の作り方



【必要なもの】

○ 家庭用ゴミ袋（45リットル程度のもの）、 ○ ひも、 ○ 水

【作り方】

ゴミ袋を二重にし、中に半分程度の水を入れます。
(持ち運びができる程度の重さで。) 袋の空気をにいた後、中袋をひもで縛り、外袋もひもで縛ると「水のう」の完成です。

※草加市役所の了承のもと、草加市ウェブサイトで公開している内容を使用しています。

(<http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1901/010/020/010/PAGE000000000000040171.html>)

第4章 指定緊急避難場所と指定避難所の指定

災害時における避難場所について、災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所である「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所である「指定避難所」とを区別して指定します。

第1節 指定緊急避難場所

区長は防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定基準を満たす施設又は場所を指定します。

異常な現象の種類	指定緊急避難場所
崖崩れ、土石流などの土砂災害	崖崩れ、土石流などの土砂災害の影響を受けない小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します。
高潮	高潮の影響を受けない小中学校等の敷地全体又はその一部を指定します。

◎土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する区域

土砂災害警戒情報の発表とともに避難指示を発令する区域(即時避難指示対象区域)に対しては、あらかじめ次の5か所を避難場所として指定しています。

	施設名称	場所
1	麦田清風荘	中区麦田町1丁目26番地1
2	山元小学校	中区山元町3丁目152番地
3	大鳥小学校	中区本牧町1丁目251番地
4	上台集会所	中区本郷町2丁目50番地
5	みなと総合高校	中区山下町231番地

※区内に大きな被害が予想される場合は、上記以外の施設も開設します。

第2節 指定避難所の指定

指定避難所とは、被災した区民の方々が一定期間滞在する場です。区内では15か所の地域防災拠点等を指定避難所として指定しています。

※避難所の開設にあっては、気象状況や被害状況等を考慮して開設します。

第3節 その他の避難場所

1 福祉避難所

避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。

【中区福祉避難所一覧】

施設名	所在地
特別養護老人ホーム 本牧ホーム	中区本牧原 6 番 2 号
特別養護老人ホーム 新山下ホーム	中区新山下三丁目 15 番 5 号
横浜市新山下地域ケアプラザ	中区新山下三丁目 15 番 5 号
横浜市不老町地域ケアプラザ	中区不老町 3 丁目 15 番地 2
横浜市麦田地域ケアプラザ	中区麦田町 1 丁目 26 番地 2
横浜市本牧原地域ケアプラザ	中区本牧原 6 番 1 号
横浜市蓑沢地域ケアプラザ	中区蓑沢 13 番地 204
横浜市本牧和田地域ケアプラザ	中区本牧和田 35 番 13 号
日本水上学園（児童養護施設）	中区山手町 140 番地
横浜訓盲院（盲児施設）	中区竹之丸 181 番地
オリブ工房（知的障害者通所更生施設）	中区本牧原 16 番 1 号
中区本牧活動ホーム（中区障害者生活支援スペース）	中区本牧十二天 2 番 15 号
中区障害者支援拠点「みはらしポンテ」 （中区障害者地域活動ホーム、中区生活支援センター）	中区新山下三丁目 1 番 29 号

2 帰宅困難者の一時滞在施設

災害により駅等に多くの滞留者の発生が予測される場合、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための一時滞在施設を、災害状況に応じて開設します。

【帰宅困難者一時滞在施設】令和 3 年 11 月 22 日現在

番号	所在地	施設名	駅
1	桜木町 1 丁目 101 番地 1	横浜桜木町ワシントンホテル	桜木町駅
2	桜木町 1 丁目 101 番地 1	クロスゲート	桜木町駅
3	花咲町 1 丁目 22 番地 2	ブリーズベイホテル	桜木町駅
4	新港 1 丁目 2 番 1 号	海上保安庁横浜海上防災基地	桜木町駅・みなとみらい駅
5	新港 2 丁目 7 番 1 号	横浜みなとみらい万葉倶楽部	みなとみらい駅
6	山下町 7 番地 1	創価学会神奈川文化会館	元町・中華街駅
7	港町 5 丁目 20 番地	割烹蒲焼わかな（鈴木ビル）	関内駅
8	尾上町 1 丁目 8 番地	関内新井ビル	関内駅
9	尾上町 5 丁目 80 番地	神奈川産業振興センター	関内駅

10	本町1丁目6番地	横浜市開港記念会館	関内駅・日本大通り駅
11	常盤町1丁目7番地	公益財団法人 横浜中央YMCA	関内駅・日本大通り駅
12	山下町70番地7	日本赤十字社神奈川県支部	関内駅・日本大通り駅
13	山下町72番地	ホテルJALシティ関内 横浜	日本大通り駅
14	山下町2番地	産業貿易センター	日本大通り駅
15	住吉町4-42-1	関内ホール	関内駅・馬車道駅
16	北仲通5丁目57番地	横浜第2合同庁舎（財務省横浜財務事務所管理）	馬車道駅
17	新港2丁目1番1号	ナビオス横浜	馬車道駅
18	新港2丁目2番1号	横浜ワールドポーターズ	馬車道駅
19	新港1丁目1番4号	アニヴェルセルみなとみらい横浜	馬車道駅
20	弁天通5-70	損保ジャパン日本興亜横浜馬車道ビル	馬車道駅
21	山下町10番地	ホテルニューグランド	元町・中華街駅
22	山下町84番地	エスカル横浜	元町・中華街駅
23	山下町16番地	メルパルク横浜	元町・中華街駅
24	元町1丁目11番地3アメリカ山公園3階	アメリカ山ガーデンアカデミー	元町・中華街駅
25	山手町184番地1	山手迎賓館	元町・中華街駅
26	山下町281番地	神奈川芸術劇場	元町・中華街駅
27	吉浜町2番地66	学校法人 横浜山手中華学園	石川町駅
28	本牧三之谷1番地2	メモワールホール本牧	根岸駅
29	錦町12番地	三菱重工業株式会社横浜製作所本牧工場	根岸駅
30	日ノ出町1丁目200番地	日ノ出サクアス	日ノ出町駅
31	日ノ出町1丁目200番地	ツクイ・サンシャイン横浜野毛	日ノ出町駅
32	伊勢佐木町5丁目127番地	利世館	伊勢佐木長者町駅
33	千代崎町2番地41	本牧ゆあそび館	山手駅
34	山下町142番地	学校法人横濱中華學院	石川町駅

帰宅困難者一時滞在施設検索システム（一時滞在NAVI）

専用のアプリを使い、現在地の近くの帰宅困難者一時滞在施設を検索することができます。

スマートフォン版



<http://www.city.yokohama.lg.jp/b-sp/index.asp?dtp=101&ll=&pnl=1>

PC版（外部サイト）

わいわい防災マップで閲覧できます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>



第5章 災害に強い人づくり

第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」に向けた取組（減災行動）が重要です。そのため、中区においては、区民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

「自助」「共助」「公助」の定義

- ・ 「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- ・ 「共助」とは、近隣の皆さんで、お互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。
- ・ 「公助」とは、市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

第2節 防災意識の高揚

1 職員に対する訓練及び啓発

区長は、所属する職員に対しあらゆる機会をとらえ防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、訓練及び研修を通じ所管する災害対策に関する実務について習熟させるものとします。

また、区長は、本計画、各種マニュアル等を活用し、職員への教育、訓練等を行うものとします。

なお、訓練・研修を実施する際には、災害時における男女のニーズの違いに配慮した内容を取り入れるよう努めるものとします。

2 区民等への防災・減災の普及啓発

防災活動の成果をあげるためには、全区民の防災意識を高め、減災行動に対する理解及び協力を得ることが最も重要です。したがって区は、平常時から防災訓練を実施するとともに各種広報媒体を活用し、区の防災計画や防災体制、災害前兆現象情報、災害時の心得、避難救助の措置等について積極的な広報を行い、防災・減災の普及啓発に努めるものとします。

なお、区長は災害時における男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めなければなりません。

(1) 普及啓発の考え方

防災・減災の普及啓発を進めるうえで基本となる考え方は、次のとおりとします。

ア 生活基盤を通じた普及啓発

区民に幅広く防災・減災の知識の普及啓発を行うため、職場、学校、福祉施設等を単位とした取組を進めます。

例えば、成人の場合は企業等の職場、子どもの場合は学校、要援護者の場合は福祉施設を通じた普及啓発を行うことが重要です。

イ 地域に入り込んだ普及啓発

普及啓発の場において、パンフレット等を配布するだけでなく、講演会や指導会等を通じて、地域住民に丁寧で分かりやすい説明を行い、区民の防災・減災の取組を推進します。

ウ 啓発手段の充実

減災に向けた自助・共助の大切さに関する区民の理解を促進するため、分かりやすく印象的な啓発用の広報物を作成し普及啓発します。

また、啓発用の広報物等を適宜更新するとともに、啓発媒体の拡充（DVDなどの映像化、点字化音声化、多言語化）を行います。

エ 横浜市民防災センターの活用

災害を疑似的に体験することなどにより、自分自身や周囲の人を守るための具体的な行動や知識を学ぶことができる市内唯一の防災体験型学習施設である横浜市民防災センターを活用し、区民の防災・減災力の向上に取り組みます。

オ 防災訓練を通じた知識や技術の習得

実践を伴う防災訓練は、普及啓発の手段として有効であり、区民が発災時に冷静かつ的確な対応を取るための知識や技術の習得の機会として推進します。

(2) 啓発対象者の特性及び属する環境に応じた普及啓発

減災行動について効果的に普及啓発を実施していくために、対象者の特性に応じた普及啓発を推進します。

(3) 普及の方法及び内容

中区及び防災関係機関は、区民等を対象として、パンフレットの配布、講演会や防災フェアの開催、広報よこはまやコミュニティFM等、それぞれに適した方法で災害に関する防災知識の普及や防災意識の高揚を図ります。

その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者、外国人等に対する防災知識の普及について、十分配慮するよう努めます。また、啓発手段をより充実させるために、分かりやすく印象的な広報物の作成や、啓発媒体の拡充を行うとともに、横浜市民防災センターや実践を伴う防災訓練の機会を有効に活用します。

(4) 災害教訓の伝承

中区及び防災関係機関は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めます。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、区民自らが災害教訓を伝承する取組を支援します。

(5) 家庭防災員研修制度

「家庭防災員研修制度」は、区民を対象に、自助から始まり、地域における防災の担い手としても活躍できる「家庭防災員」の養成を目的とした研修制度です。この研修を通じて、防火・防災に関して必要な知識及び技術を身に付けることができますようになります。

(6) 竜巻等の突風災害に関する知識の普及

近年全国で多発している竜巻等の突風による災害について、竜巻等の突風の発生を予測することや災害を予防することは困難ですが、発生した時に適切な行動をとることができれば人的な被害を軽減することができます。このため、区は、区民等に対して各種広報媒体を活用して竜巻等の突風の特徴やこれに遭遇した時の身の守り方、竜巻等突風に関する防災気象情報の利活用などについて普及に努めます。

第3節 車中泊避難の予防

災害時に自動車内に避難（以下「車中泊避難」という。）した被災者に関しては、その避難場所や避難者の規模の事前予測が困難なうえ、エコノミークラス症候群等による健康面への影響が懸念されます。また、指定緊急避難場所が開設される市立学校等の校庭において車中泊避難者が発生した場合、避難者の生活支援に支障が生じる恐れもあります。そのため、車中泊避難による健康被害（エコノミークラス症候群の予防対策等）の周知等、平常時から車中泊避難の発生予防や、発生した場合の早期解消に向けた周知・啓発を行います。

第6章 災害に強い地域づくり

第1節 中区災害対策連絡協議会の設置

中区災害対策連絡協議会は、地震・風水害等の広域に及ぶ災害を予防し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、住民・行政・関係機関・団体・企業が一体となって、災害の予防、応急

対策、復旧等について、情報の交換、相互調整及び補完等をすすめることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に、平成7年8月7日に設立されました。

会長は、中区長とし、副会長は、中区連合町内会長連絡協議会長、中消防署長、伊勢佐木警察署長、中区副区長となっています。

第2節 自主防災組織の強化

1 町の防災組織

本市では、横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱に基づき、区役所、消防署が中心となり自治会町内会等へ「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進めています。

(※ 町の防災組織とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織を指します。)

(1) 活動計画の作成

町の防災組織では、活動計画を定め、地域の防災体制づくりをしています。

町の防災組織の定める活動計画	<ol style="list-style-type: none">1 防災組織の編成及び任務分担に関する事2 防災知識の普及に関する事3 防災訓練の実施に関する事4 情報の収集及び伝達に関する事5 出火の防止及び初期消火に関する事6 救出救護に関する事7 避難誘導に関する事8 給食給水に関する事9 区民が任意に設置した避難場所の支援に関する事。10 地域防災拠点との連携に関する事。
----------------	--

(2) 防災力強化の取組

発災直後は、自らの安全の確保などの自助から始まり、共助による助け合いにつながっていくことから、平常時から自治会町内会を中心とする町の防災組織での啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動につなげていきます。また、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。

2 地域防災拠点運営委員会

災害発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置しています。

運営委員会の設置・運営にあたっては、女性の運営委員への参画を積極的に推進するほか、災害時における男女のニーズの違いや災害時要援護者に配慮した研修・防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めます。

第3節 要援護者対策

地域の中には、風水害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しい高齢者や障害者等の要援護者(以下「要援護者」という。)の方が暮らしています。災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害への備えを進めていくことが大切です。

そこで、自助、共助を基本とした地域による自主的な見守り、支え合いの取組が重層的に行われるとともに、関係機関・団体等の連携、情報共有等が進んでいくよう、区で展開している中区地域福祉保健計画等の取組を進め、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推進します。

1 災害時要援護者名簿

区では、要援護者のうち、特に自力避難が困難と想定される対象者について、「災害時要援護者名簿」を作成しています。

なお、災害時要援護者名簿は、災害対策基本法第49条の10により定められた「避難行動要支援者名簿」に相当します。

(1) 災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲

在宅で、次の条件のいずれかに該当する方

ア 介護保険要介護・要支援認定者で(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方

(ア) 要介護3以上の方

(イ) 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援若しくは要介護認定の方

(ウ) 認知症のある方(要介護2以下で、日常生活自立度がⅡ以上の方)

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(障害者総合支援法)のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

ウ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方

エ 療育手帳(愛の手帳)A1・A2の方

オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

(2) 災害時要援護者名簿の記載事項(7項目)

ア 氏名

イ 住所又は居所

ウ 生年月日

エ 性別

オ 電話番号その他の連絡先

カ 災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動を必要とする事由

キ その他災害時要援護者の支援活動の実施に関し市長が必要と認めるもの

(3) 災害時要援護者名簿の作成方法

健康福祉局において、福祉制度等の本市システムから抽出したリスト(災害時要援護者リスト)を作成し、中区でこのリストを基に名簿を作成・保管しています。

また、災害時要援護者リストの更新に合わせ名簿を定期的に修正します。

2 要援護者に対する事前対策

(1) 地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組の推進（地域の取組）

ア 地域での要援護者の把握と災害に備えた取組

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組に備えるには、日頃から地域で要援護者を把握し、地域と要援護者との間での関係づくりを進めることが大切であることから、地域の自主防災組織等は、要援護者を把握し、災害に備えた対応の検討、要援護者も参加した防災訓練、要援護者の名簿づくり等に取り組みます。

イ 地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組

自主防災組織等は、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための取組として、要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の修得に努めます。

また、日頃から、自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、ボランティア、近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワークづくり等の地域の実情に応じた支え合いの取組を進め、災害の備えにつなげます。

(2) 迅速な援護活動推進支援、体制づくり

ア 自主防災意識の普及

防災に関する一般的広報に加え、防災指導、地域の見守り活動等の機会をとらえ、要援護者やその家族に対し、高齢者等避難等の情報に十分注意し、早めの段階で避難行動が開始できるよう準備をすることなど、家庭内での安全対策について周知します。

また、地域住民に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」という自主防災意識の向上を図るため普及啓発活動を行います。

イ 災害時要援護者名簿の提供

日頃からの地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、災害対策基本法第49条の11第2項に規定されているとおり、自主防災組織等に災害時要援護者名簿を次のとおり提供します。

なお、災害発生時等においては、災害対策基本法第49条の11第3項及び横浜市個人情報保護条例第10条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として自主防災組織等に提供します。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しません。

(7) 災害時要援護者名簿の提供先

- ・自主防災組織（自治会町内会、連合町内会、地域防災拠点運営委員会 等）
- ・自主防災組織に準ずるもので市長が認めるもの

(4) 災害時要援護者名簿の提供方法

中区は、名簿提供を希望する自主防災組織等と、個人情報の取扱いについて定めた協定を締結し、書類（紙ベース）により名簿の提供を行います。

(5) 名簿情報の適正管理

災害時要援護者名簿について適正な情報管理が行われるよう、中区においては、情報セキュリティ関連規定の遵守を徹底します。また、名簿の提供にあたっては、個人情報の取扱いについて定めた協定を締結し、提供先に個人情報の漏えい防止のために必要な措

置を講ずることを求めます。

＜名簿提供先が行う個人情報の漏えい防止のために必要な措置＞

- ・ 取組の対象となるエリアを定め、区に届け出ること。
- ・ 情報管理者、情報取扱者を届け出ること。
- ・ 名簿保管方法について届け出ること。
- ・ 協定書で定めている届出事項に変更が生じたときは、区に報告すること。
- ・ 個人情報の取扱いに関する研修を実施すること。

その他名簿情報の漏えいの防止及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずること。

※ なお、情報管理者及び情報取扱者には、災害対策基本法第 49 条の 13 に規定する秘密保持義務が生じます。(情報管理者及び情報取扱者でなくなった者についても、同様とします。)

ウ 事業者への協力働きかけ、連携

民間の居宅介護支援事業者、福祉サービス提供事業者等に対して、利用者が災害に備えた準備をする際の支援、日頃からの利用者と地域との関係づくり支援等の協力、災害発生時の利用者の安否確認、避難支援等の協力を働きかけていくとともに、協力協定を締結していきます。

(3) 要援護者のための避難所の確保

避難生活に支援等が必要な要援護者のために、中区役所は社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所の確保を推進します。

3 聴覚障害者への情報配信

区災害対策本部から災害時緊急情報を FAX 通信網を利用して自宅の FAX へ配信します。配信を希望する場合は登録申請が必要です。

【対象者】

原則として 2 級から 3 級の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者で自宅に FAX がある方

第 4 節 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の防災対策

1 浸水危険の周知

区長は、浸水想定区域や過去の浸水実績等を考慮し、要配慮者利用施設に対しリーフレットや洪水ハザードマップ等により浸水の危険性や浸水予防対策等の周知・啓発を図ります。

2 情報伝達体制の整備

区長は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等に対し、FAX、Eメール、防災情報Eメール等による洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達体制を整備します。

3 避難確保計画の作成

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、作成した計画に基づき訓練を実施しなければなりません。

第5節 社会福祉施設における防災対策

社会福祉施設には、寝たきりやからだの不自由な高齢者、あるいは障害（児）者といった、災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所、通所しており、これらの人々の安全を確保するためには、日ごろから十分な防災対策を講じておくことが必要です。

1 防災計画の策定

災害発生時に遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定します。

2 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう定期的に防災訓練を実施します。

3 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が損傷したりすることのないよう、施設、設備等を常時点検します。とりわけ、火気については日ごろより安全点検を行います。

4 避難体制等の整備、確認

緊急に避難を要する場合における避難の方法、避難先、避難路等について事前に定めるとともに、合わせて、特別警報の発表時や、すでに浸水が始まっており、緊急に命を守る行動をとる必要がある場合における応急的な対応（2階以上への垂直避難や重要な医療機器等の移動等）について事前に確認し、関係者に対する周知徹底を図ります。また、避難者受入施設における救援救護の体制についても、災害発生時に混乱を招くことがないよう、事前に確認をします。

5 地域社会との連携

社会福祉施設の入所（通所）者は、自力での避難が困難な人が多く、他の人の介助が必要な場合があります。実際の災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、必要に応じて、隣接自治会・町内会等と応援協定を結び、地域住民の協力が得られる体制作りを推進します。また、施設種別や在宅サービスの種別・専門職種など、様々な区分ごとに、それらの広域な組織と災害時の緊急応援について、協定の締結を推進します。

6 緊急連絡先の把握

災害発生時には保護者又は家族に確実に連絡がとれるよう緊急連絡先を把握します。

第6節 企業の防災活動の推進

企業は、風水害時の企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時活動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとします。

また、地下街等において、複数の管理者が存する場合は、横断的な組織である協議会などを設置し、情報伝達及び避難体制等の確立に努めるものとします。

なお、企業は、災害時における男女のニーズの違いに配慮した防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めなければなりません。

第3部 応急対策

第1章 応急活動基本方針

1 初動体制の確立

緊急時初動対応グループによる連絡体制を確保するほか、気象予報・警報の発表に基づく警戒本部の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、早期の措置をとります。

2 災害の規模、状況に応じた段階的配備体制の確立

風水害に対する職員の配備は、気象状況や災害の発生状況に応じて、中区災害対策警戒本部体制、中区災害対策本部体制とし、順次人員を増強するものとします。

3 災害種別に応じた応急活動体制の確立

雨水出水、高潮による浸水、崖崩れなどによる土砂災害に対処するため、関係局及び区役所が一体となって、本計画に定める水防活動、港湾・高潮災害応急対策、土砂災害応急対策等の災害種別に応じた応急対策を実施します。

4 各種情報受伝達体制の確立

各種システム、ホットライン等を活用し、気象情報、河川情報、災害発生状況、避難指示等の情報を的確に収集、伝達することにより、迅速に応急活動を実施します。

5 区役所を中心とした救援・救助活動の実施

区役所は、危機管理システムにより風水害時の区内の情報を一元管理し、災害発生時の避難所の開設・運営、医療、防疫等の活動により直接市民を救援・救助する中心的な機関です。

このため、各地区隊及び区内の各局の出先機関は、区長の活動要請に応じて区役所と一体となった救援・救助活動を推進するとともに、連絡員を派遣するなど区役所との連絡体制を強化します。

また、区長は、区災害対策連絡協議会を通じ区域に関係する防災関係機関との連絡体制を確保し、災害発生時には、救援・救助活動等の協力を要請し、活動体制を確保します。

さらに、区長は、区域の災害が大規模となり区役所の活動人員では不足する場合は、市長に支援職員の派遣を要請し、区役所の救援・救助体制を確保します。

6 応援体制の確保

区長は、区域に関係する防災関係機関や協定締結団体に応援を要請します。

第2章 防災組織体制

気象予報・警報の発表に基づく警戒本部の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、迅速な初動対応を図るため、次により夜間、休日等の体制を確保します。

1 緊急時初動対応グループ制度

夜間、休日等における風水害等の緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、緊急時初動対応グループを編成し、動員対象者3名を事前に初動対応班として指定します。初動対応班は、緊急時には即座に区役所へ動員し、初動対応を行います。

初動対応班の任務	1 情報収集（警察・消防・中土木 etc,） 2 区民対応（電話対応等） 3 避難場所開設準備 4 被害調査 5 その他、必要な事項
----------	--

2 中区役所と中消防署の連携

夜間・休日に突発的な大雨等により被害が発生した場合、中区役所の体制が整うまでの間に、中消防署が中区役所に代わって実施できる事項は次のとおりです。

- (1) 初期情報の提供
中消防署から中区役所に発災初期の情報を連絡します。
- (2) 情報の収集・集約
消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（土木事務所等）から収集した情報を中消防署で取りまとめます。
- (3) 区民への情報提供
広報隊等により緊急情報（河川の水位状況など迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を区民に提供します。
- (4) 避難場所の開設要請
区民に危険が及ぶおそれがあり、避難場所を開設する必要がある場合は、施設関係者に対して中消防署から開設を要請します。

第3章 災害対策本部等の設置

第1節 中区災害対策警戒本部の設置

区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、中区災害対策本部を設置するまでに至らないときは、中区災害対策警戒本部を設置します。

中区災害対策警戒本部(以下、「区警戒本部」という。)の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによります。

1 中区警戒本部長

中区危機管理責任者(副区長)

2 設置基準

- (1) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象警報(大雨、暴風、暴風雪)及び洪水警報のうち、いずれかの警報又は複数の警報が発表されたとき(大雪警報のみ発表されたときは、雪害対策による)。
- (2) 河川の流域区において、国土交通大臣又は神奈川県知事から、その河川を対象とする水防警報のうち、準備、出動、指示のいずれかが発表されたとき。
- (3) 高潮注意報又は高潮警報が発表されたとき。
- (4) 区域に風水害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合で、区長が必要と認めたとき。

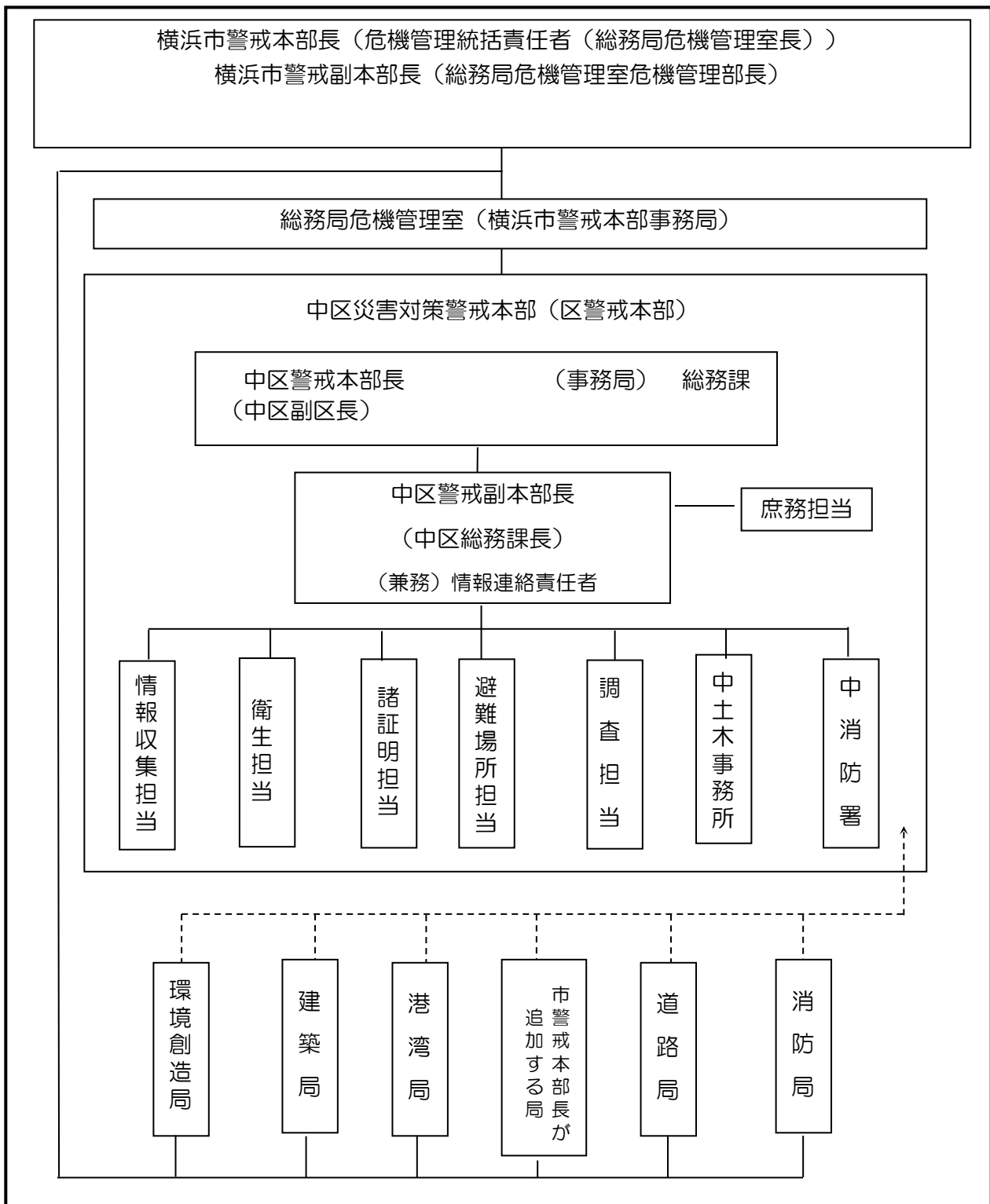
3 設置手続

- (1) 危機管理統括責任者(総務局危機管理室長)に対する区警戒本部の設置報告
- (2) 区警戒本部の設置構成機関、区関係機関等(図1のとおり)に対する通知

4 主な対応

- (1) 災害に対する各種情報の収集
- (2) 職員配備状況の把握と報告
- (3) 被害情報の収集と報告
- (4) 土砂災害防止法に基づく対象施設等への情報伝達
- (5) 災害の発生が予想される地域に対する巡回警備
- (6) 避難指示等(高齢者等避難、避難指示、及び屋内待避等の安全確保措置の指示)の発令及び実施
- (7) 避難場所(福祉避難所等を含む。)の開設及び運営

図1 横浜市（区）災害対策警戒本部の組織構成



注1 横浜市警戒本部長（以下「市警戒本部長」という。）は、警報の発表の状況及び災害の発生状況に応じて、構成局を指名又は縮小できます。

注2 横浜市警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を構成する局の危機管理責任者は、被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合は、必要に応じ、当該区の警戒本部に支援職員を派遣します。

注3 中区警戒本部長（以下「区警戒本部長」という。）は、災害の発生状況により必要に応じて避難場所担当及び諸証明担当を設置します。

表2 区災害対策警戒本部（区警戒本部）の事務分掌

区警戒 本部長	担当別任務分担
中区危機管理責任者（副区長）	<p>区警戒副本部長（総務課長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長の補佐に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 <p>情報連絡責任者（総務課長兼務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関する事。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関する事。 3 区警戒本部長命令の伝達に関する事。
	<p>庶務担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・会議等の運営 ・その他 2 職員の配備・動員の伝達に関する事。 3 災害記録に関する事。 4 車両等資機材の確保や配置等に関する事。 5 避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び屋内待避等の安全確保措置の指示）の発令及び実施に関する事。 6 区内関係機関への応援要請等に関する事。 7 他の担当の所管に属さない事。
	<p>情報収集担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集伝達に関する事。 2 気象情報、水防警報及び洪水予報等の受伝達に関する事。 3 避難情報等の集約や伝達に関する事。 4 住民情報の受付に関する事。 5 その他情報の集約に関する事。 6 通信機器の点検及び確保に関する事。
	<p>衛生担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所等の感染症対策に関する事。
	<p>諸証明担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 罹災証明事務に関する事（火災を除く。）。
	<p>避難場所担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所（福祉避難所を含む）の開設及び運営に関する事。 2 避難情報の調査・収集に関する事。 <p>※ 避難場所担当を配置しない場合は、1については庶務担当が、2については調査担当が当該事務を処理する。</p>
	<p>調査担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関する事。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関する事。
	<p>土木事務所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関する事。 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関する事。
	<p>消防署</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関する事。 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関する事。 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関する事。

第2節 中区災害対策本部の設置

区長（区長が登庁できないときは、区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱に定める代理者）は、次により中区役所に中区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置します。

1 設置基準

区本部を設置する基準は、原則として次のとおりとします。

- (1) 市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置されたとき。
- (2) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象等（大雨、暴風、高潮、波浪及び暴風雪）に関する特別警報のうち、いずれか又は複数の特別警報が発表されたとき（大雪に関する特別警報のみ発表されたときは、雪害対策による。）
- (3) 区域において、総合的な災害応急対策を実施する必要があると認められる規模の風水害による被害が生じたとき。
- (4) 区域において河川の堤防の決壊又は氾濫が生じたとき
- (5) その他災害応急対策を実施するうえで、区本部を設置する必要があると認められるとき

2 設置手続

中区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市長（市本部長）に報告するとともに、区本部の設置構成機関、区内防災関係機関等に連絡します。

3 廃止基準

区本部長は、次の場合には、区本部を廃止することができます。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間は、あらかじめ、市本部長の承認を得なければなりません。

- (1) 区域において、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害応急対策がおむね完了したと認められるとき
- (2) その他区警戒本部に縮小することが適当であると認められるとき

4 廃止通知

区本部長は、区本部を廃止するときは、速やかに、その旨を市本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関、区内防災関係機関等に通知します。

第3節 組織・運営

市・区本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「横浜市災害対策本部条例」、「横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程」及び「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」に定めるところによります。

1 区本部の組織

- (1) 区本部長
区本部長は中区長をもって充てます。
- (2) 区副本部長
中区役所部長、資源循環局中事務所長、中土木事務所長、中消防署長及び水道局中村水道事務所長をもって充てます。
- (3) 地区隊長及び消防地区本部長
ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める隊長を充てます。

地区隊	隊長
土木事務所地区隊	中土木事務所長
資源循環局事務所地区隊	資源循環局中事務所長
水道局水道事務所地区隊	水道局中村水道事務所長

- イ 消防地区本部長は中消防署長をもって充てます。

2 職務内容

- (1) 区本部長
 - ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
 - イ 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)及び区本部各班長に対する指揮命令
 - ウ 各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請
 - エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
- (2) 各地区隊長及び消防地区本部長(中土木事務所長、資源循環局中事務所長、水道局中村水道事務所長、中消防署長)
 - ア 所管する災害応急対策の実施
 - イ 区本部長からの災害応急対策の指示について対応するが、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。
- (3) 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)
 - ア 区本部長の補佐
 - イ 区本部長に事故があるとき又は区本部長が欠けたときの職務代理
- (4) 区本部各班長(課長)
 - 班員に対する指示
- (5) 班員(係長、職員)
 - 班長の指示に基づく災害応急対策

3 運 営

- (1) 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部及び関係機関からの被害情報等に基づき、区域における災害応急対策を実施します。
- (2) 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告します。
- (3) 地区隊及び各局出先機関は、必要に応じて、区本部に連絡員を派遣します。
- (4) 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催します。
- (5) 区本部会議構成員は、区本部会議において、各班(各隊)の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を区本部長に報告します。
- (6) 区本部会議には、必要に応じて、区災害対策連絡協議会の構成機関等の出席を求めます。
- (7) 区本部長、区副本部長、班長(隊長)等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行います。

第4節 事務決裁処理の特例

横浜市事務決裁規程の全部改正について(昭和47年8月28日総文第22号)において、次のとおり定めています。

- 1 災害発生時において、市長又は専決権者が緊急に処理すべき事案について迅速な決裁を行うことができない場所にいる場合又はこれを行ういとまがない場合は、代決権者がその者にかわって臨時に決裁することができます。
- 2 災害発生時において、緊急に処理すべき事案について決裁を受ける場合は、迅速な決裁を行うことができるよう、合議を省略することができます。

第5節 資機材等の確保

区本部の開設及び運営に必要な施設を確保するため、区本部が設置される庁舎の管理者等は、次の措置をとります。

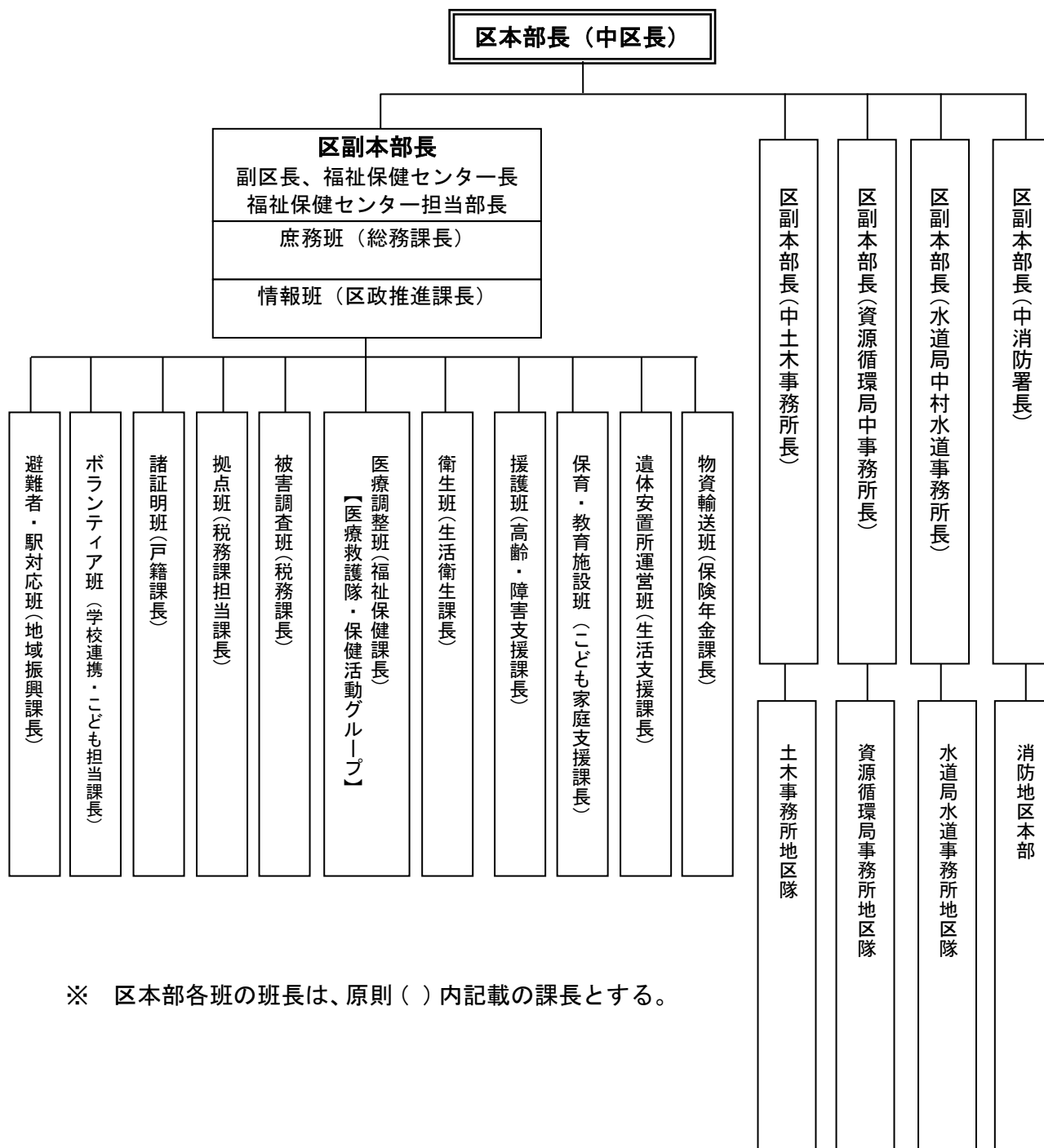
- 1 区本部は、原則として区役所総務課に開設します。
- 2 区本部を設置したときは、区長は、直ちに区本部を運営するために次の措置を取り、防災行政用無線設備の保全等、区本部の機能を確保します。

区本部の開設に必要な資機材等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区災害対策図板 ・ 被害状況表 ・ 携帯ラジオ ・ テレビ ・ 可搬型無線機 ・ その他必要な資機材
確保する通信機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政用無線網（固定系、移動系） ・ 横浜市アマチュア無線機の機能 ・ 危機管理システム
自家発電設備、携帯発電機等確保する非常電源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電設備の点検整備 ・ 各区所有の携帯発電機の機能点検、燃料等の確保

第6節 区災害対策本部の組織及び事務分掌

- 1 各区の被害状況に応じて、区役所間の相互応援を円滑に実施するため、各班の構成課は、原則18区全て同じ課とします。
 - 2 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
 - 3 勤務時間外の初動体制では、動員した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- ※ 職員へのバックアップ体制として、交代要員及び保育対応等の職員の確保を考慮します。

中区災害対策本部組織図



※ 区本部各班の班長は、原則 () 内記載の課長とする。

〈区地区隊等の運用について〉

- 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置します。
- 土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。
- 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。
- 水道局水道事務所地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。
- 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

事務分掌

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長命令の伝達に関すること。 3 区本部の庶務及び記録に関すること。 4 区本部内各班の連絡調整に関すること。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6 報道及び広報対応に関すること。 7 災害関連情報に関すること。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 避難指示等に関すること。 11 職員応援要請に関すること。 12 支援職員の受入れに関すること。 13 他都市応援職員の受入れ等に関すること。 14 職員の動員に関すること。 15 職員の厚生に関すること。 16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること。 17 食料、飲料、燃料等の確保に関すること。 18 庁舎の管理保全に関すること。 19 所管車両の保全に関すること。 20 区本部の予算、経理に関すること。 21 区災害応急対策計画の策定に関すること。 22 区災害復旧計画の策定に関すること。 23 他の班の所管に属さないこと。 24 その他特命事項に関すること。
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関すること。 2 災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること。 3 被害状況（人的・物的）の集約に関すること。 4 応急対策活動の集約に関すること。 5 災害関連情報の広報に関すること。 6 通信機器等の保全に関すること。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること。 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関すること。 9 指定管理施設の被害状況に関すること。
避難者・駅対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設、津波避難施設の避難者の把握に関すること。 2 補完施設の被災状況の把握に関すること。 3 避難者の安全確保に関すること。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関すること。 5 主要駅等での情報収集・広報に関すること。 6 被害情報等の収集・伝達に関すること。 7 帰宅困難者対応に関すること。 8 帰宅困難者一時滞在施設の運営または支援に関すること。 9 その他必要な事項に関すること。

班	事 務 分 掌
ボランティア班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事。 3 必要なニーズ等の広報に関する事。 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。
諸証明班	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事。 2 建物等（火災以外の被害）の罹災証明の発行に関する事。
拠点班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の開設及び運営に関する事。 2 避難場所及び周辺地域の被災状況（死者、負傷者等）、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関する事。 3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関する事。 4 避難者の対応に関する事。 5 避難者への情報提供・広聴に関する事。 6 市民が任意に設置した避難場所の把握に関する事。 7 避難者の生活相談に関する事。
被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内の被害状況の調査に関する事。 2 建物等（火災以外の被害）の被害認定調査の実施に関する事。 3 災害廃棄物の解体・撤去申請の受付に関する事。
医療調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設救護所の設置及び運営に関する事。 2 負傷者の医療援護に関する事。 3 医薬品、医療資器材等の調達に関する事。 4 医療機関の被災状況の把握に関する事。 5 診療可能医療機関の情報提供に関する事。 6 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事。 7 患者搬送に係る連絡調整に関する事。 8 精神保健医療相談窓口の開設に関する事。 9 避難場所等の巡回診療に関する事。 10 被災者の保健活動及び保健活動グループに関する事。
衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒及び衛生に関する事。 2 生活衛生に関する事。 3 飲料水及び食品の衛生確保に関する事。 4 動物の保護収容に関する事。 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関する事。
援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関する事。 2 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関する事。 3 避難場所等の要援護者の状況把握に関する事。 4 要援護者の福祉避難所の受入れに関する事。 5 被災者の生活相談に関する事。 6 福祉避難所の閉鎖及び要援護者移送に関する事。 7 応急仮設住宅への入居募集に関する事。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。 9 被災者生活再建支援金に関する事。 10 義援金に関する事。 11 その他要援護者の支援に関する事。

班	事 務 分 掌
保育・教育施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関すること。 2 保育・教育施設等との連絡調整に関すること。 3 区本部庶務班との連絡調整に関すること。 4 市立保育所の園児の安全確保に関すること。 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関すること。 6 市立保育所の保育の早期再開に関すること。 7 市立保育所の園児の引渡しに関すること。 8 緊急保育に関すること。
遺体安置所運営班	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体安置所の設置及び運営に関すること。 2 行方不明者の把握に関すること。 3 関係機関（県警、医師会、歯科医師会）との調整に関すること。 4 引取人のいない焼骨に関すること。
物資・輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区集配拠点の設置及び運営に関すること。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関すること。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関すること。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関すること。 5 不足救援物資等の把握に関すること。
土木事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の被害状況の把握に関すること。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 緊急輸送路等の確保に関すること。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関すること。 5 河川、下水道管きよ、公園緑地の被害状況の把握に関すること。 6 河川、下水道管きよ、公園緑地に係る応急対策の立案、実施に関すること。 7 工事箇所の保全に関すること。 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に関すること。
資源循環局事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関すること。 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提供に関すること。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関すること。 4 トイレ対策班への応援に関すること。
水道局水道事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に関すること。 2 断水や水道の復旧情報の提供に関すること。

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置します。

※ 土木事務所地区隊にあつては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

※ 資源循環局事務所地区隊にあつては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

※ 水道局水道事務所地区隊にあつては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

※ 消防地区本部にあつては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

第4章 職員の配置・動員

職員は、区警戒本部又は区本部が設置された場合は、本計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

第1節 職員の配備体制

1 警戒本部設置時の配備

区危機管理責任者（副区長）は、区警戒本部を設置したときは、原則として災害対策配備基準表に定める1号又は2号配備を基本とした体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて、人員を増強又は縮小します。

2 災害対策本部設置時の配備

(1) 区長は、区本部を設置したときは、災害等の規模及び態様に基づき、災害対策配備基準表の3号、4号又は5号のいずれかの配備体制をとるものとしませんが、災害等の規模及び態様に応じて人員を増強又は縮小します。

ただし、市本部長が配備体制を示して配備指令を発令した場合は、その配備体制をとることとし、市本部長の承認がない限り、人員を縮小することができないものとし、

(2) 市本部が設置されていない間において区本部を設置した場合、区本部長は、前記(1)により配備体制を発令します。

3 配備基準

配備体制の内容及び発令基準は、次のとおりとする。

種 別	配 備 体 制	発 令 基 準
警 戒 本 部	1号配備 局地的な被害の発生が予想される場合又は発生した場合に対応するため、情報収集連絡及び小災害に対処できる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、局地的災害の発生が予想される場合に発令する。
	2号配備 局地的な災害が発生し始め、更に被害地域の拡大が予想される場合で応急措置及び防除活動を行うことができる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、局地的災害が発生し始めた場合に発令する。
災 害 対 策 本 部	3号配備 災害の発生が数区にわたり、更に拡大の可能性が強く、災害防除の措置を強化し、災害の拡大を防止するために必要な諸般の応急活動ができる体制とする。	市域を対象とする特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合又は台風や局地的大雨等により数区にわたって災害が発生した場合に発令する。
	4号配備 数区において被害が甚大となり、更に拡大の可能性が強く、災害防除及び救助体制を更に強化し、応急活動ができる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合に発令する。
	5号配備 市内全域に被害が続発している場合又は増大しつつある場合で、緊急に総力をあげて対処する体制とする。	台風又は局地的大雨等により、市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合に発令する。

4 勤務時間内の配備体制

警戒本部又は本部設置時は、必要に応じて通常業務を一部縮小又は停止して、あらかじめ定めた任務分担により職員は配備につきます。

5 勤務時間外の職員配置

警戒本部又は本部設置時、職員は次節に定める動員計画に基づき、あらかじめ定めた任務分担により参集します。

警戒本部長等は、職員の参集状況に応じ、順次、優先して応急対策を実施する必要のある班を編成します。

この場合、優先して編成する班にあらかじめ定められた職員以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができます。

なお、各配備体制に応じた職員が参集した時点であらかじめ定めた職員による班編成に移行します。

6 動員時の職員の安全衛生管理について

区本部長は、災害応急対策の実施にあたり、発災初期から、従事職員の安全衛生管理上必要な措置を講ずるよう指示します。なお、具体的な措置としては、被害等の状況、参集人数等の実情に応じ、「災害時の職員の健康管理の手引」を参照し、次の項目について実施します。

(1) 安全確保

従事にあたっては道路や建物の損傷、火災、危険物質の発生などのリスクを予測し、職員の安全対策を確実に実施します。

(2) 体調管理

休養、食事の確保に配慮するとともに、感染症の予防、ストレスへの対策を実施します。

7 区本部への応援体制

(1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に対し、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。

(2) 支援命令を受けた各局長及び区長は、支援可能な最大限の職員を指名し派遣します。

第2節 職員の動員体制

1 動員命令

(1) 動員命令の発令

区本部長等は、配備の指令を発したときは、その配備体制に基づき職員を動員します。

(2) 勤務時間外の参集

動員命令が発令された職員は、早急に参集できるよう有効な手段を用いて、直ちに参集しなければなりません。

2 動員対象者

項目	動員対象者の範囲
動員対象者	区に所属する職員を動員対象者とする。ただし、次の場合については、動員対象としない。 1 長期にわたる病気や怪我などの身体的な理由により、災害応急対策を実施することが困難であると区長が認めた場合 2 災害発生時において、妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、災害応急対策に従事することが困難であると区長が認めた場合 3 その他区長が認めた場合

3 動員命令の伝達

勤務時間外における動員命令の伝達は、職員安否・参集確認メールによるほか、区で事前に定めた連絡方法により行います。

第5章 情報の収集と伝達

第1節 情報受伝達方針

- 1 災害応急対策には、区内の災害・被災情報の早期把握が重要となることから、区本部で正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や市民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- 3 災害時広報は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極的に実施します。

第2節 気象庁の行う気象等予報・警報

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報又は警報を行い、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起します。

1 一般の利用に適合する注意報及び警報の種類等

横浜地方気象台が発表する注意報及び警報の種類及び運用の概要は、次のとおりです。

- (1) 注意報は、気象等の現象により、被害が予想される場合に行います。
注意報の種類は、大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、強風注意報、風雪注意報、波浪注意報、高潮注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、融雪注意報、着氷注意報、着雪注意報、霜注意報、なだれ注意報、低温注意報があります。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く注意報を「気象注意報」と総称します。また、地面現象及び浸水に関する注意報事項は、気象注意報に含めて行います。
- (2) 警報は、気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行います。
警報の種類は、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報があります。このうち、波浪、洪水及び高潮を除く警報を「気象警報」と総称します。大雨警報に関しては、警戒が必要な災害（土砂災害、浸水害）について、その旨を示して発表します。また、地面現象及び浸水に関する警報事項は気象警報に含めて行います。
さらに、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、神奈川県と横浜地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表します。なお、警報・注意報の種類及び発表基準は、表1のとおりです。

2 特別警報の発表及び区民等への周知

特別警報は、横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する警報の一種で、警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に行います。

なお、気象等に関する特別警報の種類及び発表基準は表2のとおりです。

また、特別警報が発表された場合、市ウェブサイト、ツイッター、広報車、コミュニティFMなどの手段を活用して、区民等に対して特別警報の発表に係る周知の措置及び直ちに命を守る行動をとる等の広報を実施します。

表 1 警報・注意報発表基準一覧表（地震津波、火山現象に関するものを除く。）

種類	基準要素	注 意 報	警 報
大 雨	表面雨量 指数※ ¹	11 以上	15 以上
	土壌雨量 指数※ ²	63 以上	109 以上
大 雪	12 時間の 降雪の深さ	5 cm	10cm
洪 水	流域雨量 指数※ ³	各流域で以下の基準以上 矢上川=11.6、早淵川=10、鳥山川 =6.1、大熊川=4.9、恩田川=14.2、 有馬川=5.5、境川=15.2、柏尾川= 11.6、宇田川=5.1、和泉川=6.1、 相沢川=3.6、いたち川=8、阿久和 川=4.9、新田間川=9.1、大岡川= 12.8、今井川=5.6、帷子川=9.9、 日野川=6.3	各流域で以下の基準以上 矢上川=14.5、早淵川=12.5、鳥山川 =7.7、大熊川=6.2、恩田川=17.8、 有馬川=6.9、境川=19、柏尾川= 14.6、宇田川=6.4、和泉川=7.7、相 沢川=4.6、いたち川=10.1、阿久和 川=6.2、新田間川=11.4、大岡川= 16.1、今井川=7、帷子川=12.4、日 野川=7.9
	複合基準※ ⁴	各流域で以下の基準以上 早淵川=(5, 10)、鳥山川=(5, 6.1)、 恩田川=(5, 13.2)、境川=(5, 15.2)、柏尾川=(5, 11.6)、和泉川= (5, 6.1)、いたち川=(5, 8)、阿久和 川=(9, 3.9)、新田間川=(5, 9)、大 岡川=(5, 12.8)、今井川=(5, 5.6)、 帷子川=(8, 7.9)、鶴見川=(8, 15.8)	各流域で以下の基準以上 鳥山川=(8, 7.2)、境川=(10, 18.5)、 柏尾川=(8, 13.1)、いたち川=(8, 9.1)、大岡川=(8, 14.2)、今井川=(8, 6.3)、帷子川=(8, 12.3)、鶴見川=(8, 22.3)
	指定河川洪 水予報によ る基準	鶴見川（亀の子橋・綱島）	多摩川（田園調布（上））、鶴見川（亀 の子橋・綱島）
暴 風	平均風速		25m/s
強 風	平均風速	12m/s	
暴風雪	平均風速		25m/s で雪を伴う
風 雪	平均風速	12m/s で雪を伴う	
波 浪	有義波高	1.5m	3m
高 潮	潮 位	東京湾平均海面上 1.4m	東京湾平均海面上 2.3m
雷		落雷等により被害が予想される場合	
乾 燥	湿 度	最小湿度 35% 実効湿度 55%	
濃 霧	視 程	陸上 100m 海上 500m	
霜	最低気温	4℃（発表期間は原則として4月1 日～5月20日）	
低 温	最低気温	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬期：最低気温 - 5℃以下	
融雪		※5	
なだれ		※5	
着氷・着雪		著しい着氷、着雪が予想される場合	

- 注1 神奈川県「記録的短時間大雨情報」は、1時間雨量が100mmを超えた場合に発表します。
- 注2 警報（大雨、洪水を除く）及び風雪、強風、波浪、高潮、大雪の各注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略しました。また、乾燥、濃霧、霜の各注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略しました。なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていません。
- ※1 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1km四方の領域ごとに計算します。
- ※2 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出します。
- ※3 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出します。
- ※4 複合基準は、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表します。
- ※5 「融雪注意報」及び「なだれ注意報」に関しては、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であることから具体的な基準は定めていません。

表2 特別警報の種類及び発表基準（地震津波、火山現象に関するものを除く。）

（気象庁ウェブサイトに掲載 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>）

特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

- ※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

現象の種類	特別警報の指標
大雨	次の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している場合 ① 48時間雨量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上出現した場合 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上出現した場合（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみを対象）
暴風	伊勢湾台風級（指標：中心気圧930hpa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
高潮	・台風については指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域における暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表 ・温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における暴風（雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表
波浪	
暴風雪	
大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

※ 横浜の雨に関する50年に一度の値 48時間雨量：363mm、3時間雨量：137mm、土壌雨量指数：229

※ 横浜の50年に一度の積雪深値、31cm（ただし、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、あくまで参考値として示されているもの）

第3節 気象庁以外からの情報

気象庁以外からの情報は、環境創造局雨量監視システム（レインアイよこはま）、道路局水防災情報システム、港湾局潮位観測システム、消防局通信指令システム（気象情報）、その他各局所管のシステム、気象解析等委託機関、横浜地方気象台の端末及び危機管理システム、防災情報Eメールから収集します。

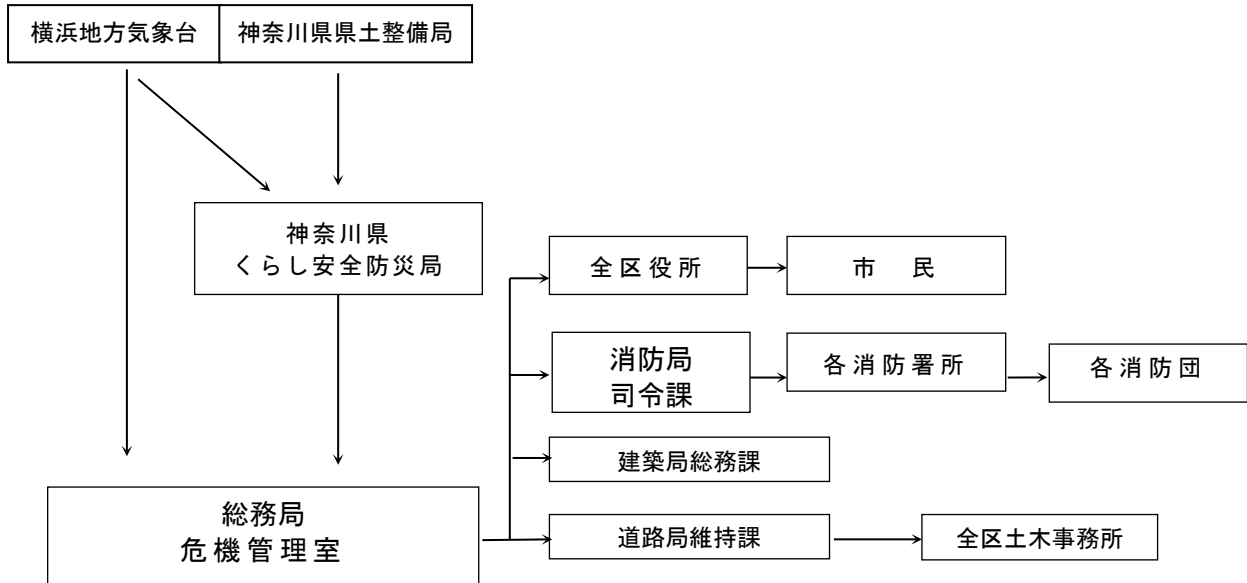
観測情報の種類

気象解析等業務委託機関からの情報	横浜防災気象情報、天気予報、降水短時間予測、気象レーダ、アメダス、気象衛星ひまわり雲画像、天気図、台風情報、地震情報、津波予報、警報注意報
本市の観測機器等による情報	環境創造局雨量監視システム（レインアイよこはま）、道路局河川水位・遊水地情報、港湾局潮位観測情報、消防局雨量情報、横浜市地震情報

第4節 土砂災害警戒情報の受伝達

市内土砂災害警戒区域等における土砂災害警戒情報は、次の受伝達系統図により伝達されます。

土砂災害警戒情報受伝達系統図



1 土砂災害警戒情報の受信

区役所は「危機管理システム」及び「電子メール又は無線FAX」の2系統で総務局長より受信します。

2 受伝達時の措置

(1) 区長は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達します。

なお、区長は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、FAXやEメール等により土砂災害に関する情報等を伝達します。

(2) 区長は、神奈川県県土整備局砂防海岸課が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報を把握し、避難指示等（高齢者等避難、避難指示）の発令の参考とします。

※ URL <http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

3 発表対象地域

土砂災害警戒情報の発表対象地域は、次の2つに分割されます。

発表対象地域名称	地域
横浜市北部	鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区
横浜市南部	西区、 <u>中区</u> 、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、土砂災害が土壌中の水分量が多いほど発生の可能性が高く、また、何日も前に降った雨が影響している場合もあるため、これらを踏まえた土砂災害の危険性を示す指標として、土壌雨量指数を使用しています。

※ 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算しています。

第5節 災害情報の受伝達

区本部長は土木事務所地区隊や消防地区本部、市民、警察署等から災害情報の通報を受けた場合、避難・救助等につながる情報は随時ホットラインで市長（市本部長）に報告します。

なお、災害情報に基づき職員等が調査を実施し、確定した被害情報の受伝達は次節に定めるところによります。

第6節 被害情報の受伝達

区本部長は区内の被害情報について、次のとおり市長（市本部長）に報告します。

1 報告する被害種別

人的被害	死者数、行方不明者数、負傷者（重症、軽傷）数
住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の棟数、世帯数、人員数
非住家被害	全壊、半壊、一部破損、浸水、その他の浸水の棟数
その他の被害	田畑の流出・埋没又は冠水面積、文教施設の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、病院の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、道路の被害箇所数、橋りょうの被害箇所数、河川の被害箇所数、港湾の被害箇所数、砂防施設の被害箇所数、清掃施設の被害箇所数、土砂災害の箇所数、鉄道不通の箇所数、被害船舶の隻数、断水戸数（水道）、供給停止戸数（ガス）、通話不能回線数（電話）、停電戸数（電気）、ブロック塀の被害箇所数、その他の被害箇所数等
罹災世帯数 罹災者数	—

2 報告の方法

(1) 危機管理システムへの入力

被害情報の報告にあたっては、危機管理システムの「被害情報」「被害速報」入力により行います。

なお、浸水が広範囲にわたる場合など、被害の状況が明確でない場合は、「〇〇町一帯床上浸水〇〇棟」のように把握した情報内容により迅速に入力します。

(2) 危機管理システム障害時の報告

危機管理システムに障害があったときは、「被害速報様式」により区内の被害情報を速報するとともに、各種被害報告様式により報告します。

なお、この場合、各様式の送付は、電子メール又は無線・有線ファクシミリにより行います。

第7節 活動情報の受伝達

1 本部運営状況の受伝達

区長は、区警戒本部又は区本部を設置したときは、危機管理システムの「本部運営状況」により、設置日時、配備人員を入力します。

なお、危機管理システムの障害時にあっては、無線ファクシミリ又は無線ホットライン等により速やかに通報します。

2 区本部の活動報告

区本部の各班長は、各班の活動状況を区本部長に報告します。

第8節 広報活動

1 災害時広報

広報内容の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 災害の状況に関すること。
- (2) 避難指示等に関する情報
- (3) 応急対策活動等の状況
- (4) 医療情報（病院、診療所及び薬局等の再開状況）
- (5) 地域防災拠点の開設状況
- (6) ライフライン等の被害・復旧状況
- (7) 生活支援情報（被害認定調査、罹災証明書の交付、横浜市被災者支援に関する各種制度の案内）
- (8) 死傷者・行方不明者の公表
- (9) その他市民生活に必要なこと

2 広報活動の方法

区本部は、保有するあらゆる広報機能を活用して、被害情報、応急対策活動等の状況、生活関連情報等を迅速・的確に広報します。また、必要に応じて他の機関又は団体等の応援を求めて広報します。

第9節 広聴・相談活動

1 臨時区民相談室の開設

- (1) 区本部は、被災生活の不安の解消、生活の立て直し、自力復興を促進するため、臨時区民相談室を開設し、問い合わせ、相談、要望に対応します。
- (2) 区本部は状況に応じ、区役所や避難場所等において、避難者の問い合わせ、相談、要望に対応します。

2 災害時コールセンターの設置

横浜市において市災害対策本部が設置された場合、原則として災害時コールセンターを立ち上げます。なお、災害時コールセンター設置時は、通常の市政案内等の問合せ対応に優先して、災害等に関する問合せ対応に業務を移行し、情報提供します。

(1) 設置場所

災害時コールセンターの設置場所は、横浜市コールセンター内とします。ただし、横浜市コールセンターの建物、設備、電話網に被害が生じ、業務が行えない場合は横浜市庁舎内に設置します。

(2) 役割

災害時コールセンターは、市災害対策本部及び区災害対策本部で把握した情報をもとに市民への情報提供を行います。

3 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

また、警察は被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談窓口を設置する等、親身な相談活動の実施に努めます。

第6章 防災関係機関等との相互連携

防災関係機関との連携強化

横浜市の災害対応機能を補完するため、防災関係機関と応急活動及び復旧活動に必要な協定等を締結し、大規模な風水害に備えます。

1 相互応援協定の締結

区長は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化します。

2 災害対策連絡協議会の開催

区長は、区域内の防災関係機関と協調し、災害対策連絡協議会を開催し、応急活動及び復旧活動での連携強化を図ります。

第7章 水防活動

第1節 水防活動の内容

1 河川等の監視、警戒

道路局河川部、各土木事務所、消防署等は、随時、区域内の河川等(下水等の内水を含む。以下同じ。)を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに道路局河川企画課(道路局情報収集班)を通じ、河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。

2 水防用資器材の調達

土木事務所は、水防活動に伴う必要な資器材として、本市水防倉庫備蓄資器材を使用するとともに、緊急調達の方法についてあらかじめ定めておきます。緊急調達してもなお不足する場合は、神奈川県水防支部長に対して資器材の提供を要請します。

3 決壊等の通報及び決壊後の措置

(1) 決壊等の通報

道路局長、総務局長及び区本部長は、堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を該当する河川に応じ水防支部に通報します。

(2) 決壊後の措置

堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合、区役所及び消防署は住民の救出及び避難を第一に行い、土木事務所は横浜建設業防災作業隊等の機関と協力し決壊箇所に応じた水防工法を行い、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めます。



平成27年関東・東北豪雨で起こった大規模な水害

出典：国土交通省ウェブサイト

(https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/k00360/150912/data/150912_01.pdf)

第2節 水防活動の業務分担

水防活動は、総務局、環境創造局、道路局、消防局及び区警戒本部（区本部）が密接に連携を図り実施します。

また、現場活動においては、区警戒本部（区本部）、消防署（消防地区本部）、消防団、所轄警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施します

区警戒本部 (区本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理システム又は危機管理室から受信した気象情報等の土木事務所(土木事務所地区隊)及び区域の防災関係機関への通報 2 土木事務所(土木事務所地区隊)、消防署(消防地区本部)との連絡、また、気象の悪化が予想される場合は重点区域に対する厳重な警戒巡視の実施、事態に即応した措置の実施 3 区域の被害状況の集約、市本部への報告 4 区域住民に対する広報の実施 5 避難指示等の発令及び実施 6 大雨により河川等の増水が予想される場合の、土木事務所及び消防署への親水拠点等河川安全パトロール等の要請
	<p>土木事務所(土木事務所地区隊)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水害を未然に防止するため管内の河川等の水位の観測及び監視 2 建設工事現場において、工事現場、あるいはこれに伴う市民への二次的な被害が予想される場合の、建設現場での二次災害の発生の未然防止策の実施 3 水防工法を実施する必要がある場合の、横浜建設業防災作業隊に対する出動等の指示の実施及び技術的な指導 4 河川等から溢水するおそれがある場合又は堤防の決壊場所等において水害防止又は軽減を図るための、積土のう、せき板等の水防工法の実施 5 降雨や河川の水位等の情報収集 6 区警戒本部(区本部)、消防署(消防地区本部)、あるいは県の機関等との連絡 7 管内の河川、下水道施設(水再生センター、ポンプ場を除く)の被害状況の把握、被害箇所への応急措置の実施、環境創造局又は道路局への連絡 8 大雨により河川等の増水が予想される場合の、区警戒本部(区本部)からの要請による、親水拠点等河川安全パトロール等の実施

第8章 高潮災害応急対策

高潮による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、港湾局、関係局及び関係機関の活動体制を確立し、災害発生防止と被害の軽減を図るため次の事項を実施します。

1 潮位の観測及び異常発見時の措置

(1) 区局への通報

市警戒本部長又は市本部長は、潮位の異常を認めるときは、次の区局に通報します。

- ア 沿岸6区の区警戒本部(区本部)
鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区
- イ 市管理施設の所管局
環境創造局総務課(環境創造局庶務班)
- ウ 道路局維持課
- エ 港湾局総務課(港湾局庶務班)
- オ 消防局司令課

(2) 区の措置

通報を受けた区は、必要に応じて潮位の状況を監視するとともに、本計画に定めるところにより市民及び利用者へ広報し、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等を実施します。

また、施設の開放が危険と認める場合は、閉鎖などの措置をとります。

2 市民への情報の提供及び避難の指示等

横浜港沿岸部の市民利用施設利用者の大雨及び洪水、台風、高潮、地震に伴う津波による災害を未然に防止するため、大雨及び洪水、高潮、津波の注意報・警報・特別警報、台風に関する情報に基づき市民利用施設への水害等の影響が予想される場合に、次の区分により市民利用施設の利用者に対して気象情報を提供するとともに、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等を実施します。

また、施設の開放が危険と認める場合は、閉鎖などの措置をとります。

なお、潮位の異常発見に伴う対応は、前記1によります。

(1) 港湾局関係課

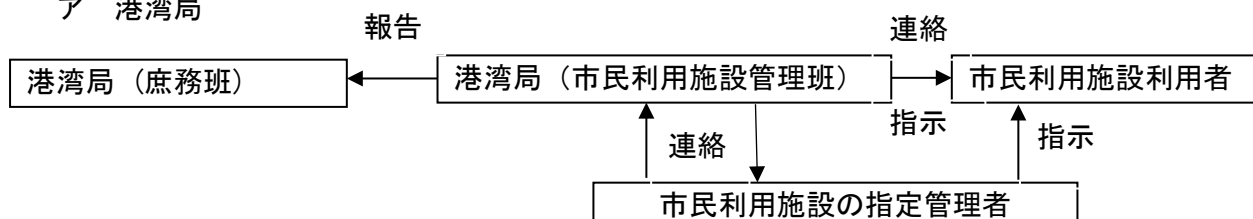
公共ふ頭内等に立地する港湾局が管理する本牧海づり施設、大黒ふ頭中央公園等の市民利用施設

(2) 環境創造局総務課（環境創造局庶務班）

海の公園、山下公園、野島公園

(3) 連絡体制及び活動の概要

ア 港湾局



(ア) 港湾局市民利用施設管理班は、市民利用施設の指定管理者に気象情報を連絡します。

(イ) 港湾局市民利用施設管理班、市民利用施設の指定管理者は、状況に応じて市民利用施設利用者に対し気象情報を提供し、早めの避難を呼びかけます。

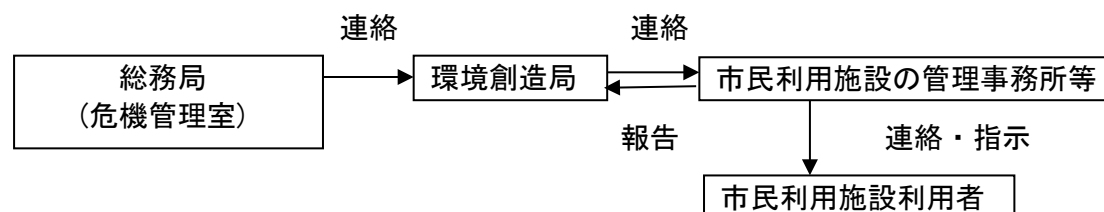
(ロ) 港湾局市民利用施設管理班、市民利用施設の指定管理者は、危険と認める場合は施設の閉鎖等の措置をとります。

(ハ) 港湾局各管理課（港湾局各管理班）は、港湾局（庶務班）に措置の状況を報告します。

(ニ) その他市民利用施設の管理事務所等は常に気象情報に留意し、状況に応じた気象状況を利用者に提供し、早めの避難を呼びかけるほか、危険と認める場合は、施設閉鎖等の措置をとります。

(ホ) その他市民利用施設の管理事務所等が前項の措置を行った場合、所管課は措置全般の状況を港湾局（庶務班）に報告します。

イ その他の局



(ア) 総務局危機管理室は、環境創造局総務課に対し、気象情報を伝達します。

- (イ) 環境創造局総務課は、関係課及び市民利用施設の管理事務所等に気象情報を連絡します。
- (ウ) 市民利用施設の管理事務所等は、状況に応じて市民利用施設利用者に対し気象情報を提供し、早めの避難を呼びかけます。
- (エ) 市民利用施設の管理事務所等は、危険と認める場合は施設の閉鎖等の措置をとります。
- (オ) 市民利用施設の管理事務所等は、市民利用施設に対する措置全般の状況を環境創造局総務課（環境創造局庶務班）に報告します。

第9章 土砂災害応急対策

早期の避難対策

区本部長は、危機管理システムにより区域の降雨量を把握するとともに、消防署（消防地区本部）、土木事務所（土木事務所地区隊）及び住民等と協力し、大雨警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたとき又は区域内に相当の降雨があったときは、次により住民等の早期の避難対策を講じます。

なお、区本部長は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地としてあらかじめ指定した区域の住民等に対して避難指示を発令します。その他の崖地についても、住民等からの前兆現象の通報等により、適宜、避難指示を発令します。

住民等は、前兆現象を発見した場合、区役所（区警戒本部、区本部）に連絡するとともに、切迫した状況と判断したときは自主的に避難する等の適切な行動をとります。

1 事前の避難

危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、具体的な指導を行います。

2 緊急警戒・巡視

土砂災害の発生が予測される場合は、次の箇所を中心に警戒・巡視体制を強化します。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域（特に工事施工前、施工中のものを重点に行う。）
- (2) 土砂災害警戒区域等
- (3) 宅地造成中の箇所（施工者への災害防止指導）
- (4) 災害履歴箇所（特に最近崖崩れがあった箇所を重点に行う。）

3 住民等への情報伝達

区本部長は、土砂災害警戒情報が発表されたときや崖崩れの前兆現象を把握したときなど、土砂災害の発生が予想される場合は、各区が作成する「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示を発令し、住民等に伝達します。特に、具体的に危険が予想される住民等に対しては、個別伝達に努めます。

第10章 避難と受入れ

第1節 避難行動の考え方

1 避難行動の原則

「避難行動」は、数分後から数時間後に起こるかもしれない災害から「命を守るための行動」であり、居住地の地形、住宅構造、家族構成等によりとるべき避難行動や避難のタイミングが異なることから、風水害等の自然災害に対しては、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則です。住民等は降雨等の状況や前兆現象の確認に自ら努め、切迫した状況と判断したときや避難指示が発令された場合は、速やかに自宅等の状況に応じあらかじめ決めておいた避難行動をとります。

2 避難行動

(1) 立ち退き避難（水平避難）

避難場所、近くの高台、公園、近隣の高い建物、強度の強い建物など安全な場所に避難します。

(2) 屋内安全確保

ア 建物の2階以上などへの避難（垂直避難）

屋内の2階以上の安全を確保できる高さへの移動。

イ 建物内の安全な場所で待避（屋内待避）

夜間や危険が差し迫っている場合など、屋外へ避難するとかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、建物内のより安全な場所で待避します。

第2節 避難指示等

風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、住民等の迅速かつ円滑な避難行動を促すとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要があります。このため、「避難指示」のほか、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を発令します。

また、大雨等によりすでに浸水が始まっており、足元が見えない等の状況の場合や、竜巻のように、災害の性質や発災時の状況によっては、あらかじめ指定した避難場所等の屋外に避難することでかえって危険が及ぶおそれがあることから、状況に応じて自宅等の屋内で身の安全を確保する措置をとるよう指示することも考慮します。

1 避難指示等の発令

避難指示等は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、区長名で行います。ただし、複数の区にまたがる場合は、市長名で行います。

(1) 高齢者等避難

区本部長は、避難の立退き準備を促すため、災害が発生する恐れがある場合等において必要と認める地域の住民等に対し、「高齢者等避難」を発令します。発令の際には、避難行動に時間を要する高齢者等の要援護者等に対して立退き避難を促すとともに、その他の人は避難の準備を整え、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促します。

(2) 避難指示

区本部長は、災害のおそれがある場合等において特に必要と認める地域の住民に対し、避難行動をとらせる必要が生じた場合に避難行動が必要な地域を示して発令します。

避難指示の発令時には、指定緊急避難場所等への避難とともに、外が危険な場合には近隣の安全な場所への避難や「屋内安全確保」をとることを併せて伝達します。

区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に時間の要する要援護者は、立ち退き避難する。 ・ 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、避難場所等へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所等へ立ち退き避難する。 ・ 小河川・下水道等による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・ 避難場所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内安全確保(※2)をとる。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

(3) 避難指示等の実施に係る協力等

ア 避難指示等の実施は、避難を必要とする現地の状況に応じて、区役所職員、消防署員等が行うものとし、警察署等の防災関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施します。

イ 本市以外の機関の行う指示

本市以外の機関の行う避難の指示等の実施は、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条及び自衛隊法第94条等の規定に基づき行います。

2 避難指示等の伝達及び避難誘導

(1) 伝達方法

区本部長は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、車両による対象区域内の巡回広報、対象世帯への個別訪問・ポスティング、町内会長への個別電話連絡、防災情報Eメール、緊急速報メール、区ウェブサイト等により避難指示等を伝達し、町の防災組織等の協力を得て避難誘導を行います。

(2) 聴覚障害者への伝達

区本部長は事前登録している聴覚障害者に対し、災害時緊急情報をファクシミリにより配信します。

3 避難・誘導方策

区本部長は、消防、警察、地元自治会、町内会及び関係機関の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導に努めます。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の自力避難が困難な要援護者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めます。

4 避難指示等解除

区本部長は、高齢者等避難又は避難指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示するとともに、車両による対象区域内の巡回広報、対象世帯への個別訪問・ポスティング、自治会長・町内会長への個別電話連絡、防災情報Eメール、ツイッター、区ウェブサイト等により、その旨を伝達します。

5 報告等

(1) 区本部長が避難指示を発令した場合

区本部長は、避難指示を発令したときは、市本部長へ次の報告事項をホットライン等により速やかに報告します。(解除のときも同様に報告します。)

なお、避難情報の報告にあたっては、迅速性が必要なことから、次の報告事項のうち、明らかになった事項から報告し、順次、情報を追加します。

報告事項	1	避難指示の発令日時
	2	避難の対象地域
	3	避難対象世帯数及び人員数
	4	収容対象施設(学校名、所在地等)
	5	その他必要な事項

(2) 各避難場所の活動報告

区本部長は、開設した避難場所での活動を、市本部長の指示に基づいて報告します。

第3節 警戒区域の設定及び立ち退き

- 1 区本部長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。

第4節 避難場所の開設・運営

1 避難場所

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に対して避難指示等が発令した場合は、指定された避難場所(指定緊急避難場所)を開設します。ただし、災害の規模、被災状況等に応じて、地区センター等の公共施設や、自治会町内会館等の指定緊急避難場所以外の施設等を避難場所として活用することができます。

2 避難施設の受入れ体制

区本部長は、避難指示等を行い、避難場所の開設を指示した場合は、職員を派遣し、必要な措置を講じるとともに学校長等その施設管理者に通知します。

また、必要と認めるときは、指定緊急避難場所以外の施設等について、施設管理者等の同意のうえ避難場所として利用します。

なお、早めの避難行動に対応できるよう、開錠等について、必要に応じて施設管理者又は地域の協力を得ることで、迅速な開設及び避難者の受入れを図ります。

3 避難人員等の掌握

区本部長は、避難場所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、その状況を市長(市本部長)に報告します。

第5節 被災者の受入れ

災害により被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受入れる必要がある場合は、次により指定避難所その他の公共施設へ受入れます。

1 被災者の受入れ

(1) 受入対象者

指定避難所その他の公共施設への受入対象者は、住家が被害を受け、日常生活を営む場所を失った者としてします。

(2) 受入割当て

区本部長は、受入れにあたっては、被災者の居住地域を勘案して適切な受入割当てを行います。

(3) 受入期間

応急受入施設への受入期間は、避難者の罹災前の住居を復旧、新築する等して住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。この場合、市立学校等に関しては、教育の実施に支障のない範囲及び期間とします。

2 応急受入施設の維持管理

区本部長は、避難者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等受入施設の維持管理について関係局長との総合的な連絡調整にあたります。

区本部長は、し尿、ごみ処理については資源循環局中事務所、給水については水道局中村水道事務所、要援護者対策については健康福祉局長、外国人対策については国際局長に協力を要請します。

3 報告等

区本部長は、受入施設の開設時期、避難受入世帯・人員、避難者の状況、救援物資等の供給状況等について市本部長に報告します。

4 避難場所の運営

区本部長は、避難指示等によって避難した市民に対し、区内の防災備蓄庫の物資を活用するなど、必要に応じて避難生活等に必要な給食、寝具等の提供を行うことができます。

また、区本部長は、防災備蓄物資に不足が生じた場合には、総務局長に対し、方面別備蓄庫の物資の使用を要請します。

避難場所の運営に際しては、高齢者や乳幼児がいる家庭、妊婦等に配慮した女性専用スペース及び要援護者の男女別々のスペースを確保します。また、ショックやストレスにより妊娠中の女性は切迫早産等の危険度が高まることが予想されることから、一般の被災者とは別に休息できるスペースを確保します。また、流行している感染症に対し、避難場所での感染拡大を防止するため、感染症患者等の専用スペースや一般の避難者と重ならない動線の確保、健康状態の確認、手洗いやマスクの着用等の感染症対策を実施します。

第11章 帰宅困難者対策

鉄道機関の運行停止等により、主要駅を中心に多くの滞留者や帰宅困難者の発生などの混乱が予測されることから、鉄道機関や駅周辺事業者等と連携・協力し、帰宅困難者及び徒歩帰宅者の支援を行うなどの混乱防止対策を実施します。

第1節 区本部避難者・駅対応班の設置

区本部長は、主要駅等における混乱を防止するため、避難者・駅対応班を派遣し滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携して、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施します。

また、風水害・その他の災害等での一時滞在施設の開設については、鉄道が長期にわたり運行停止になる場合で、市又は区災害対策本部から要請があったときに、電話やFAX、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在施設NAVI』」等を利用して、区内の一時滞在施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施します。

なお、連絡が取れない一時滞在施設については、補足的避難場所と同様に、自転車・バイク等を活用した巡回により情報を収集し、必要な措置を要請します。

第2節 一時滞在施設等の開設・運営

鉄道が長時間に渡って運休する場合など、必要に応じ、帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者に対して、施設の開設・運営を市・区災害対策本部から要請し、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報の提供等についても依頼します。電話やFAX、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在施設NAVI』」等を利用して、市本部や区本部と一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施します。

なお、事前に指定された一時滞在施設以外にも、災害発生時に任意に提供された避難スペースについても、可能な限り情報の把握に努め、同様の支援を実施します。

第12章 物資の供給

区本部長は、「横浜市災害救助物資備蓄要綱」に基づき、被災者に対して、本市の備蓄する物資を供給します。

第1節 供給方法

- 1 区本部長は、地域防災拠点、区役所等で備蓄している物資を被災者に供給します。
- 2 区で管理する備蓄物資が不足するときは、市本部物資チームに、物資の供給を要請します。

第2節 備蓄物資が不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する物資が不足したとき又は不足のおそれがあると認められるときは、次により調達します。

- 1 区本部長は、被災者数を集計し、必要な物資の品目及び数量を把握します。
- 2 区本部長は、備蓄物資による供給が不足する場合は、市本部物資チームに調達を要請します。
- 3 区本部の補完的調達
 - (1) 「食料・物資の確保に関する協定」を締結している区内の小売業者から調達します。
 - (2) 区本部は、市本部による供給を補完するため、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）から、市が締結した協定に基づき店頭在庫を優先的に調達します。

第13章 災害医療

第1節 医療救護活動

1 仮設救護所の設置

区本部医療調整班は、災害医療活動にあたり必要と認めるときは、消防地区本部、区本部各班等と調整し、災害現場、避難場所等に仮設救護所を設置します。

なお、仮設救護所を設置した場合は、区本部医療調整班は、区本部長及び市本部医療調整チームに報告します。

2 横浜市医師会救護隊の要請

区本部医療調整班は、仮設救護所における医療提供のため、横浜市医師会救護隊規程に基づく救護隊の派遣が必要と認めた場合は、市本部医療調整チームに応援派遣を要請します。

第2節 保健衛生活動

災害状況に応じて、保健衛生活動が必要と認められる場合は、区本部に配属されている保健師等は配属先の災害対応業務とは別に区本部医療調整班に集約し、区保健活動グループとして避難所や在宅の巡回健康調査等を実施し、感染症対策やこころのケア等が必要な対象を把握し、相談や医療に結びつけるとともに、健康問題の発生を防ぐための保健指導や予防活動を実施します。

ただし、緊急を要する場合については、看護職として医療救護隊に協力し、医療救護活動に従事することもあります。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

第3節 生活衛生活動

区本部長は、健康福祉局長及び横浜市保健所長と協同し、感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、市民生活の安全を確保するため、避難所等に対して生活衛生に関する活動を行います。

1 生活衛生広報

被災地や避難所等において生活衛生に関する広報を行います。

2 飲料水及び食品の衛生確保

被災地や避難所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実情にあわせた衛生管理指導を実施します。

3 感染症の予防

感染症の発生を予防するため、健康福祉局健康安全班及び区本部医療調整班と情報の交換を密に行います。

4 動物の保護収容

被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救護連絡会と連携します。

また、区本部衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合等には、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言します。

第4節 医薬品等の備蓄及び調達等

仮設救護所等で救護隊が使用する医薬品等は、薬局、休日急患診療所等に備蓄した医薬品等を使用します。なお、医薬品等の不足が予想される場合は、区本部医療調整班は、区薬剤師会の協力を得て不足する品目の名称・数量を市本部医療調整チームに要請します。

第14章 ごみ・し尿

第1節 ごみ処理

区本部は、ごみ処理が必要な被災地区や避難所を認めたときは、その状況を事務所地区隊に報告し、処理を要請します。

1 ごみ処理の必要な場所（避難所の場合には、避難者数も）

2 ごみの種類、量

第2節 し尿処理

区本部は、し尿の処理が必要な被災地区や避難所を認めたときは、トイレ対策班に次の事項を連絡し、し尿処理を要請します。

- 1 被災地区の町名と状況
- 2 収集の必要な避難所、避難者数等

第15章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の把握

1 届出の受理

区本部長は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録します。

2 行方不明者の調査

区本部長は、死亡者名簿と避難者名簿の確認や地域防災拠点等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行います。

3 行方不明者の確定

市本部の本部運営チーム及び区本部長は、警察と相互に行方不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、協力して突合作業を行い届出の重複や生存者の居場所などの確認を行うとともに、行方不明者数を特定するなどの確かな情報の把握に努めます。

4 後方支援活動

- (1) 区本部長は、防災関係機関及び町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、日赤奉仕団等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方支援活動（警備、交通整理、広報等）を行います。
- (2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要に応じて関係各局長に対して、各種協定等に基づく関係機関・業者・団体等に対し消防応援、重機等の出動などの協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

1 遺体安置所

(1) 機能

遺体安置所の機能は災害で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

(2) 施設の指定

中区は、中スポーツセンターを遺体安置所として指定しています。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を行う。	各区のスポーツセンター、県立高校等の公共施設 なお、必要に応じて、他の施設等を確保する。

(3) 開設・運営

遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、職員応援派遣等の支援を行います。

また、各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認の上、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

2 遺体の処理

(1) 遺体の発見と通報

市職員は、災害現場から遺体を発見した場合又は遺体発見の連絡を受けた場合は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官にその旨を通報します。この時、遺体を搬送する必要がある場合は、発見した場所、状況、発見者などを確実に記録しておくものとし、搬送について関係機関等の協力を得て所持品とともに速やかに実施します。

(2) 遺体の搬送

市は、捜索により収容された遺体を区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。なお、災害が原因で生死不明の状態で見られるなどで病院へ搬送され、その後病院において死亡が確認された遺体については遺体安置所へ搬送し、取扱状況及び遺体安置所への搬送の経緯を明らかにしておきます。

(3) 遺体の検視等

検視は、警察が不自然な死亡の状況の有無について調査するために行います。

(4) 遺体の検案

検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医又は応援協力により出動した医師が、死因を特定するために行います。

(5) 遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の処置

区本部長は、検視・検案後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、「死体票」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

(6) 身元確認及び遺体の引き渡し

区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

ア 区本部長と警察は検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。なお、身元が確認できない遺体については、行旅死亡人として取り扱います。

イ 区本部長は、身元不明遺体については、行旅死亡人として、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を公表し、遺族等の早期発見に努めます。

(7) 死亡者数の確定と広報

検視・検案を終えた遺体は死亡者数として計上します。計上に当たっては、市本部、区本部及び警察が死亡者名簿等の死亡者に関する情報を相互に共有し確定します。

市本部長及び区本部長は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的に行うものとしします。

3 火葬

(1) 健康福祉局長は、区本部長、遺族から搬送された遺体の火葬を行います。

(2) 区本部長は、遺体安置場所等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、(一社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。

(3) 火埋葬等に関する手順の明確化

区本部が行う火埋葬許可書証等発行手続きについては、実施手順をマニュアル化し、遺族への相談に迅速に対応できるようにします。また、通常の実施手順に加え、国からの特例措置も想定した災害時用のマニュアルも作成して対応します。

(4) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第16章 雪害対策

大雪に伴う活動は、特に総務局、道路局、消防局、交通局及び区警戒本部(区本部)が密接に連携を図り、早い時期に除雪活動等を実施するものとします。

なお、現場活動においては、区警戒本部(区本部)、消防署(消防地区本部)、消防団、所轄警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施するものとします。

1 防災組織体制

「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」に基づき、気象状況の推移に合わせ、次により応急対策を実施します。

(1) 警戒体制

確立基準	市域を対象とする大雪注意報(12時間降雪の深さが5cm以上)が発表されたとき
構成	区警戒本部を構成する署所
警戒体制時の措置事項	区長は、必要な資機材の点検、調達等活動体制の準備及び警戒本部に速やかに移行できる体制を確保する。また、勤務時間外は、常時連絡が取れる体制を確立し、必要に応じて職員の配備等を指示する。 また、降雪の状況により、除雪等必要な活動を実施する。

(2) 区警戒本部

設置基準	1号配備	1 市域を対象とする大雪警報(12時間降雪の深さが10cm以上)が発表されたとき。 2 区域において、積雪により都市機能の阻害が予想される場合又は被害が発生したとき。 3 市警戒本部長が指定する区 4 その他
	2号配備	1 市域全域に着雪し、低温及び長時間の降雪により積雪深の増加が見込まれるとき。 2 短時間に多量の降雪が始まり、積雪深の増加が見込まれるとき。 3 気象台等からの情報を総合的に勘案し、市警戒本部長が必要と認めたとき。
警戒本部長		区危機管理責任者(副区長)
構成	1号配備時	区役所(土木事務所を含む。)、消防署
	2号配備時	
運営	設置通知 廃止通知	区警戒本部を構成する部署へ通知し、市警戒本部に報告する。
	警戒本部会議	区警戒本部長は、情報交換や活動方針の協議のため、必要に応じて区警戒本部会議を開催する。
	職員の派遣	土木事務所長及び消防地区本部長は、必要に応じ、情報収集及び連絡調整のため、区警戒本部に職員を派遣する。
廃止基準		1 区本部が設置されたとき。 2 大雪警報が解除され、区内における活動がおおむね完了したとき。 3 その他必要と認めたとき。 (注)市警戒本部設置時に廃止する場合は、市警戒本部長の承認を得るものとする。

(3) 区本部

設置基準	1 道路交通機能の阻害及び、多数の被害が発生したとき。 2 区長が必要と認めたとき。 3 市域を対象とする大雪に関する特別警報が発表されたとき。 4 市本部長より区本部設置の指示があったとき。	
本部長	区長	
構成	区役所（土木事務所を含む。）、消防署	
運営	設置通知・ 廃止通知	区本部を構成する部署へ通知し、市本部に報告する。
	本部会議	区本部長は、活動方針の決定その他活動の統制を図るため、区本部員を招集し、本部会議を開催する。
	職員の派遣	土木事務所長及び消防地区本部長は、情報収集及び連絡調整のため、区本部に職員を派遣する。
廃止基準	1 区内における応急活動がおおむね完了したとき。 2 区警戒本部に縮小することが適当であると判断されるとき。 (注)市本部設置時に廃止する場合は、市本部長の承認を得るものとする。	

(4) 職員の配備

大雪時における職員の配備は、市防災計画第3部第6章「職員の配備・動員」に基づき、区局の実情を考慮して、動員予定者をあらかじめ定めておくものとします。

区警戒体制	連絡体制の確保、事前準備等に必要な人員で区の実情による。
区警戒本部	1号又は2号配備とするが、区の実情により適宜増員し、又は減員する。
区本部	3、4、5号配備のいずれかの配備とするが、区の実情により適宜増員し、又は減員する。

2 応急活動

(1) 情報の収集

区警戒本部（区本部）は、テレビ・ラジオ等の情報に注意するとともに、次の情報を収集し、市警戒本部（市本部）に報告します。

- ・ 積雪情報
- ・ 市民利用施設の状況
- ・ 配備状況
- ・ 活動状況
- ・ 被害情報（人的・物的）
- ・ 住民の避難情報（帰宅困難者を含む。）
- ・ その他必要と認める情報

(2) 被災者等の受入れ

区役所は、家屋の損壊等による被災者が発生した場合、地域防災拠点、地区センター、スポーツセンター、公会堂などの公共施設を避難場所として提供し、毛布等の供給など必要な協力を行います。

(3) 帰宅困難者対策

公共交通機関の途絶により帰宅困難者が発生し、交通機関等から要請があった場合でやむを得ないときは、駅周辺の帰宅困難者一時滞在施設などを活用して受入れを行います。

3 業務分担

区役所（区本部）として、次の活動を実施します。

- (1) 区警戒本部（区本部）等が必要とする情報の収集・伝達
- (2) 危機管理システム等により受信した大雪に関する情報等の土木事務所（土木事務所地区隊）及び防災関係機関への通報
- (3) 区役所利用者の安全確保
- (4) 被災者等の発生に伴う避難誘導及び避難場所の開設
- (5) 隣接区と協力した避難受入れの実施
- (6) 避難者（帰宅困難者を含む）に対する支援
- (7) 区民への安全広報の実施
- (8) 降雪状況及び被害状況の把握
- (9) 市民利用施設等の利用情報に関する情報の提供

また、土木事務所（土木事務所地区隊）は次の活動を実施します。

- (1) 道路交通の緊急確保
 - ア 雪害対策道路等の決定
 - イ 通行規制区間の設定（警察署との協議による。）
 - ウ 早期除雪活動の実施
- (2) 事故の未然防止
 - 融雪剤、凍結防止剤の散布等による凍結防止措置の実施

第4部 災害復旧と復興事業

市民生活の安定・復旧

第1章 被災者の生活援護

1 生活相談

- (1) 区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問合せ、相談、要望等に対応します。
- (2) 区本部長は、臨時区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

区本部長は、規則等で定める規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給します。

3 災害援護資金の貸付け

区本部長は、県内で災害救助法による救助が行われた災害により家財等に被害のあった者に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害援護資金の貸付けを行います。

また、災害救助法の適用に至らない小災害時には、区社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付相談等を受け付けます。

4 災害見舞金・弔慰金の交付

区本部長は、市内に居住する者及び市内で事業を営む者が災害による被害を受けたときは、被災者又はその遺族に対して、見舞金及び弔慰金を交付します。

なお、弔慰金については、横浜市災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合には、交付しません。

第2章 被害認定調査と罹災証明

区役所及び消防署は、災害対策基本法第90条の2に基づき、次のとおり、遅滞なく被害認定調査を行い、罹災証明書を交付します。

1 被害認定調査と罹災証明書交付の分担

区 分	被害認定調査担当部署	罹災証明書交付部署
火災以外の被害	区役所	
火災・消火損	消防署	

2 被害認定調査

建物被害における全壊、半壊等の罹災程度については「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく被害認定調査により判定します。

被害認定調査の結果（全壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、公平かつ公正な調査を実施します。

また、消防局（消防署）は災害対策基本法第5条第3項に基づき被害認定調査に協力します。

3 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

罹災証明書は、被害認定調査によって判定した住家の被害程度等について証明するもので、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づく支援金の支給や市税等の減免を受けられる場合等に必要となるものです。被災者から申請があった場合は、「風水害時の被害認定調査（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」に基づき交付するとともに、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成します。

第 3 章 市民税の減免等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

1	個人市民税（県民税を含む。）の減免
2	固定資産税及び都市計画税の減免
3	市税の延滞金の減免
4	市税の納期限の延長
5	市税の徴収猶予
6	国税の特別措置
7	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の徴収猶予等
8	国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例
9	児童福祉施設措置費の減免
10	保育所の保育料の減免
11	老人ホーム入所に伴う費用徴収
12	水道料金等の免除
13	公共料金・使用料等の特別措置（水道料金等を除く。）
14	一般廃棄物処理手数料の減免
15	市営住宅使用料の減免
16	放送受信料の免除
17	住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付手数料

第5部 火山災害対策

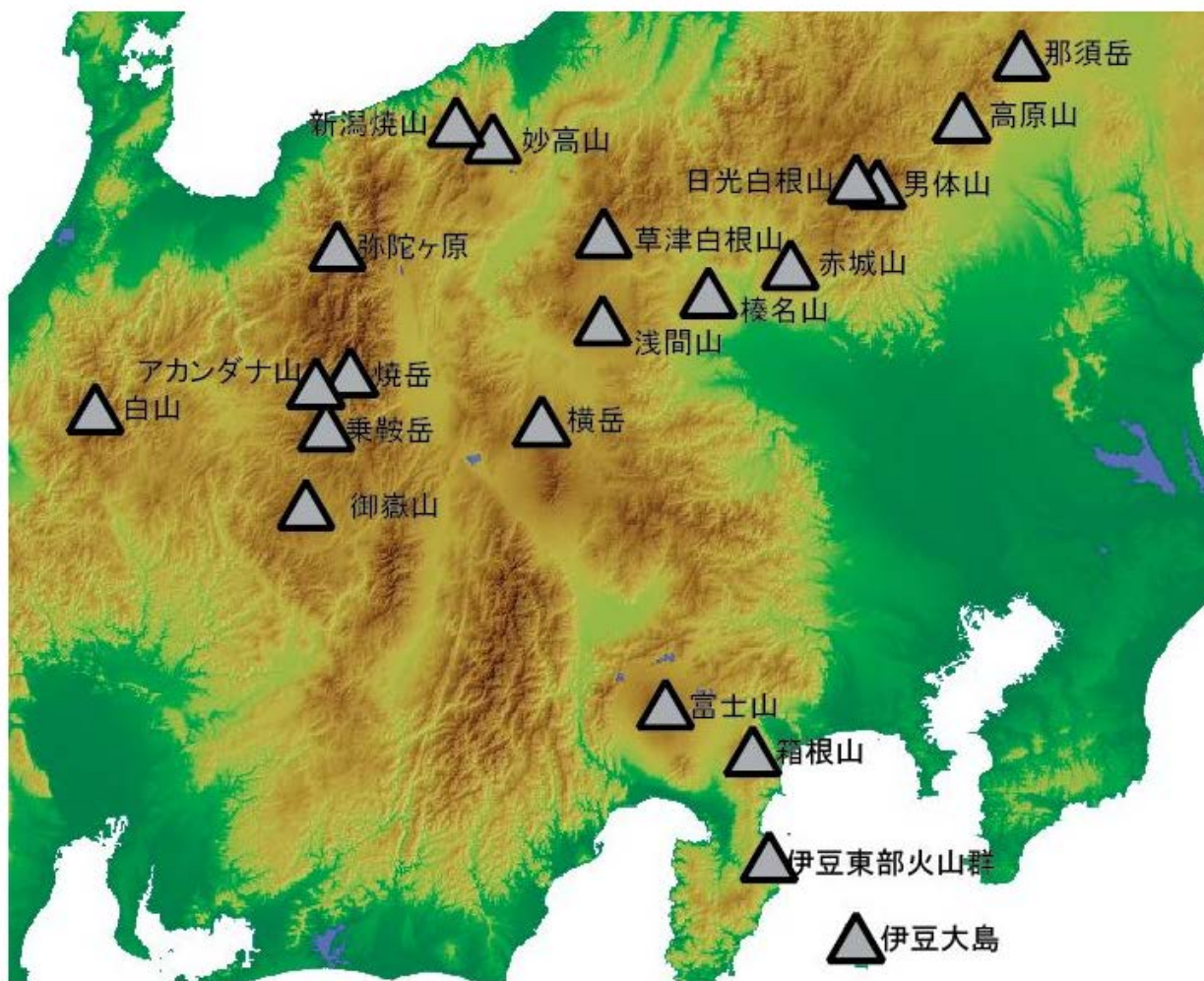
第1章 被害の予測

第1節 火山の噴火による影響

1 本市周辺の活火山

本市周辺には、富士山をはじめとして、箱根山や伊豆大島など、複数の活火山があります。本市から最も近い活火山は、箱根山で、山頂から本市境まで約45km、富士山は、山頂から本市境まで約70kmの位置にあります。

《本市周辺の活火山》



出展；気象庁ウェブサイト (<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/volcanotk01.html>)

2 火山の噴火により発生する現象

富士山等で大規模な噴火が発生した場合、「溶岩流」及び「火砕流」の流出や「噴石」（火山岩塊、火山れき）及び「火山灰」の噴出等が発生するとされています。

- 「溶岩流」 : マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの。流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。
- 「火砕流」 : 高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。流下速度は時速数十 km から数百 km、温度は数百℃にも達します。
- 「火山岩塊」 : 火口から噴出する直径 64mm 以上の岩石。
- 「火山れき」 : 噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上 64mm 未満のもの。火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合がありますが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかります。
- 「火山灰」 : 噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以下のもの。時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、水質の変化や管路のつまり、健康への影響、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼします。

3 本計画で対象とする噴火

本市においては、火山からの距離等の理由から、溶岩流や噴石等の影響はないとされており、主に富士山の噴火による「火山灰」の降下（降灰）による影響が大きいと予測されています。1707 年に発生した富士山の宝永噴火のような大規模な噴火が発生する可能性は、小規模な噴火が発生する可能性に比べ低いとされていますが、今後そのような大規模な噴火や、それをさらに上回る噴火の発生の可能性も否定されていません。また、噴火の発生間隔に明確な規則性がないことから、将来の発生時期を予測することも困難であるとされています。そのため、本計画では、これまで富士山で発生した最大規模の噴火（平成 16 年に「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定された噴火）を対象とします。（宝永噴火等と同程度の噴出量：約 7 億 m³）



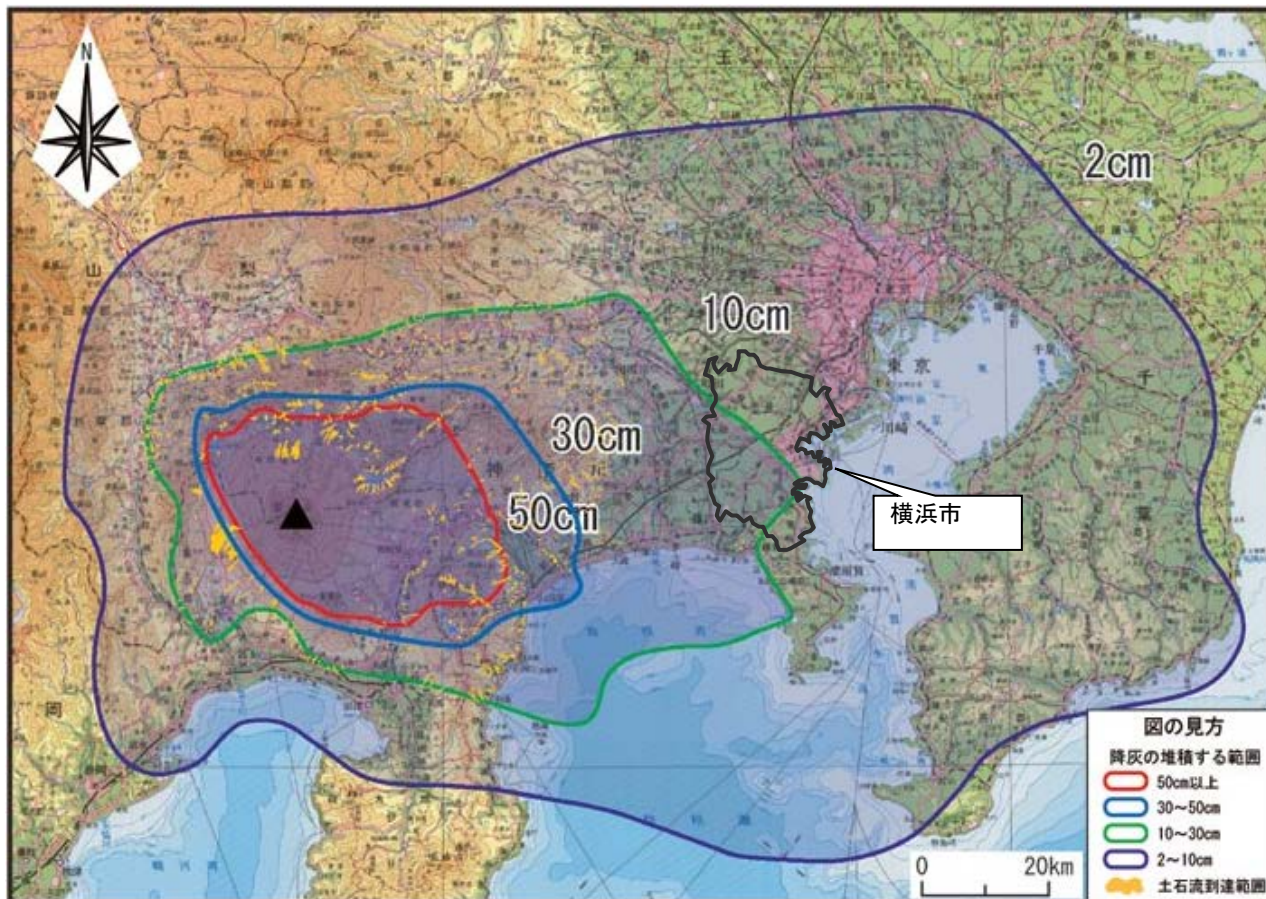
桜島の噴火（2013 年 8 月） 出典：気象庁ウェブサイト

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/monthly_v-act_doc/fukuoka/13m08/506_13m08.pdf

第2節 降灰予測

降灰は、一年を通した偏西風の影響で、富士山の東側に多く堆積すると予測されています。降灰は広範囲にわたり、家屋が倒壊する可能性のある30cmの堆積範囲は小田原市に達し、本市付近においては、土石流の発生する可能性が高くなる10cm前後の堆積が予測されています。

《富士山降灰可能性マップ》



※ このマップは、富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年に作成したもので、1707年の宝永噴火と同程度の大規模噴火を想定し、様々なケースの降灰の数値シミュレーション結果を包括した影響範囲図です。そのため、一度の噴火で全ての範囲に火山灰が堆積するものではなく、また、中小規模噴火の場合は、降灰の厚さがこれを下回ることとなります。

第3節 火山灰による被害

1 火山灰とは

火山灰は、噴火の際に、火山から放出される固形物質のうち、直径が2 mm以下のものと定義されており、ざらざらした砂状のものから、最小では小麦粉よりも細かい粒子まであります。火山のすぐ近くでは非常に熱いことがありますが、大気で冷却されるため、火山から遠くに降り積もる時には冷たくなっています。



火山灰の例（三宅島）

出典：気象庁 (<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/kazanyougo/funshutsubutsu.html>)

2 火山灰の成分等の特質

「灰」というと燃えかすのようなものが想像されますが、実態としては、軽石や岩石が砕かれたものであり、ガラスの破片のように鋭い破面を持ったものも含まれています。また、噴火直後の火山灰粒子は、酸性の皮膜に覆われており、肺や目に刺激を与えることや、この皮膜は降雨等により取り除かれますが、その結果として、水質の悪化や農作物への影響を生じることがあります。

そのため、火山灰が与える影響として、呼吸器系の不調、角膜剥離等の目の症状、皮膚への刺激といった健康被害、給水への支障、農作物被害等といった社会的な問題が生じることがあります。

3 大量の火山灰の堆積による被害

火山灰は、雪のように溶けることはなく、水を含むと互いにくっつき、密度を増し、コンクリート状となって重くなり、家屋を倒壊させることもあります。

また、大量の火山灰は、河川の河床を上げ、河川の氾濫、土石流の発生等を誘発し、生命を危険にさらし、生活基盤を破壊することがあります。

さらに、農作物や牧草等に付着するとなかなか排除することができず、大量の火山灰が堆積すると草木が枯れ、農業や畜産業に甚大な被害をもたらすこととなります。

4 その他の被害や特徴

火山灰は、自動車のエンジンフィルターを詰まらせたり、スリップを誘発するなど、車両の走行に影響を与え、航空機においては、エンジンが火山灰を吸引すると停止してしまうため、火山灰が浮遊する航路は全く使用不可能となってしまうなど、交通へ大きな支障を及ぼすものとなります。

また、電柱等の碍子（がいし）の漏電により停電が発生する可能性があり、断水など、市民生活に大きな影響を与えるおそれや、細かい粒子によりパソコン、コンピュータ等の電子機器が故障し、通信、金融といった現代産業に大きな打撃を与えることなども懸念されています。

さらに、大気を浮遊する火山灰は太陽光を遮り、昼間でも真っ暗になることがあり、大規模な噴火は地球全体の気流変動をもたらし、気温低下などの異常気象を招くこともあります。

《降灰の特徴及び課題》（富士山ハザードマップ検討委員会報告書より）

項目	留意すべき特徴、対応上の課題
発生条件	高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。
発生時間	噴火が始まってから降灰が降り積もるまで時間的余裕がある。
危険性	直接死傷する危険性はほとんどない。
	火口周辺や風下など、高温の火山灰・火山れきが大量につもる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。
	体育館などの避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。
	降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。
	降灰により道路上で車両が立ち往生した場合にはその後の道路確保を困難にする。
	交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動も停滞する。灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。
	交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。
	東京などでも大量の帰宅困難者が発生する。
	経済活動に広域的かつ甚大な影響を与える。
	健康被害（気管支など）が多数発生する。
	積もった降灰から火山ガスが発生する場合があります、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。
	降灰によって発生した土石流などによって流出した土砂が河床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が増大する。
土石流・浸水被害が続く。	
範囲	大量の降灰は高層風によって運ばれるため、大量降灰域は東方を中心とする可能性が高い。
	きわめて広範囲（南関東一帯）に降灰があるため、降灰域外への避難は不可能
対応	30cm 以上堆積すると建物に被害が出る可能性があるが、降灰の休止中に灰下ろしができれば被害を免れる。
復旧	道路確保や市街地の復旧、河床上昇対策に多大な除灰作業が必要となる。

5 被害の想定

降灰量ごとの被害の想定とその対処法は次のとおりです（富士山火山防災対策協議会より）。

降灰量 (積もった 厚さ)	規模	想定される被害など	対処法
64cm	極めて大量	60%の木造家屋が全壊	堅固な建物に避難
50cm		30%の木造家屋が全壊	
32cm		降雨時、30%の木造家屋が全壊	
30cm	大量	降雨時、木造家屋が全壊する恐れあり	危険があれば避難
10cm	極めて多量	降雨時、土石流が発生	屋内退避
5 cm		道路が通行不能	
2 cm		何らかの健康被害が発生する恐れあり	
1 mm 以上	多量	車の運転は控える	外出を控えて窓を閉めるか、マスクなどで防護
1 mm 未満	やや多量	車は徐行運転となる	
0.1mm 未満	少量	車のフロントガラスに灰が積もる	

第2章 災害予防

火山情報の伝達体制

1 噴火警報等の種類と発表

(1) 噴火予報・警報の種類

ア 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、予想される影響範囲を付した名称（※）で発表されます。

※名称は警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」となります。

なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられています。

イ 噴火予報

火山活動が静穏な状態が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、発表されます（なお、噴火警報の解除は噴火予報として発表）。

(2) 富士山の噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標です。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」のキーワードをつけて発表されます。富士山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表されます。

なお、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、国が指定する各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めることとされています。



伊豆大島の噴火 出典：気象庁ウェブサイト

(https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/rovdm/lzu-Oshima_rovdm/kazansetumei.html#section4)

《富士山の噴火警戒レベル》

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地からの避難等が必要	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている。）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
	火口周辺警報	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は、地震、微動の増加等、火山活動の高まり
		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活、火口周辺への立入規制等	・影響が火口付近に限定されるごく小規模な噴火の発生等
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	特になし	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む。）

(3) 降灰予報






降灰予報は、降灰の範囲や降灰量等について、噴火前、噴火直後、噴火後の3段階に分けて発表されます。

ア 発表の流れ

降灰予報(定時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い火山に対して発表 ・ 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 ・ 18時間先までに噴火した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予測
降灰予報(速報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表 ・ 「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 ・ 噴火後速やかに(5~10分程度)発表 ・ 噴火発生から1時間以内の降灰量や小さな噴石の落下範囲を予測
降灰予報(詳細)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火時刻、噴煙高などを用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表 ・ 「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 ・ 噴火後20~30分程度で発表 ・ 噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時間を予測

イ 降灰量階級表

降灰予報では、降灰量を降灰の厚さによって「多量」「やや多量」及び「少量」の3階級で区分し、表現されます。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・喉・呼吸器などの異常を訴える人が出始める。	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm未満	うっすら積もる 	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときには痛みを伴う	フロントガラスの降灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による

※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

(4) 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
月間火山概況	前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

第3章 応急・復旧対策

災害発生後、被害等の情報を直ちに把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するため不可欠です。

そのため、本市では、あらゆる手段を活用して被害の規模や程度を把握又は推定し、その情報に基づき、速やかに応急対策を実施するとともに、国、県、防災関係機関等とも連携した応急対策も推進します。

応急対策の実施にあたっては、市民の生命・身体の安全を確保することを最優先に、被害の拡大や二次災害等の発生防止等に努めるとともに、避難場所、食料等の物資等の確保、緊急輸送路等の交通確保などを重点的に実施します。

また、市民生活の安定のため、ライフライン事業者等と連携した応急復旧活動、市民等への適時適切な広報などについても、状況の推移に応じて実施します。

第1節 災害対策本部等の設置

中区では、次の組織体制により災害応急対策等を実施します。

1 区警戒体制

(1) 区警戒体制責任者

区危機管理責任者（副区長）

(2) 警戒体制の確立基準

ア 市警戒体制が確立されたとき。

イ その他、区危機管理責任者が必要と認めたとき。

(3) 実施事項

ア 気象庁や県等からの情報収集

イ 大規模噴火に備えた人員や資機材等の確保など、応急対策実施に向けた事前の準備

ウ 区民等への広報

(4) 廃止基準

ア 富士山の噴火警戒レベル2～1が発表された場合

イ 火山の噴火現象による区域内への降灰等による影響がないと認められたとき。

ウ 区災害対策本部等の対応組織が設置されたとき。

2 区災害対策警戒本部

- (1) 区警戒本部長
区危機管理責任者（副区長）
- (2) 設置基準
 - ア 市警戒本部が設置されたとき。
 - イ その他、区長が必要と認めたとき。
 - ウ 設置手続は、第3部 第3章 第1節 3に定めるところによります。
- (3) 主な実施事項
 - ア 気象庁が発表する「噴火に関する火山観測報」等の災害に関する情報の収集
 - イ 職員配備状況の報告と把握
 - ウ 被害等の情報収集と報告
 - エ 区域内の巡回警戒
 - オ 区民への注意喚起等の広報
 - カ その他災害応急対策を実施するうえで必要な措置
- (4) 中土木事務所、水道局中村水道事務所、資源循環局中事務所及び中消防署の対応
 - ア 中土木事務所、水道局中村水道事務所、資源循環局中事務所及び中消防署は、情報連絡担当を設置します。
 - イ 中土木事務所、水道局中村水道事務所、資源循環局中事務所及び中消防署等は、所管する局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先します。
- (5) 廃止基準
 - ア 富士山の噴火警戒レベル3～1が発表され、特に被害等がない場合
 - イ 火山の噴火現象による区域内への新たな被害等が発生するおそれが解消したと認められるとき。
 - ウ 区災害対策本部が設置されたとき。

(6) 区災害対策警戒本部（区警戒本部）の事務分掌

区警戒本 部長	担当別任務分担	
区危機管理責任者（副区長）	<p>区警戒副本部長（総務課長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長の補佐に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 <p>情報連絡責任者（総務課長兼務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関すること。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 3 区警戒本部長命令の伝達に関すること。 	
	<p>庶務担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の運営 ・ その他 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 車両等資機材の確保や配置等に関すること。 5 避難指示の発令及び実施に関すること。 6 避難所（福祉避難所等を含む。）の開設及び運営に関すること。 7 区内関係機関への応援要請等に関すること。 8 他の担当の所管に属さないこと。 	
	<p>情報収集担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集伝達に関すること。 2 気象情報、噴火警報及び噴火予報等の受伝達に関すること。 3 避難情報等の集約や伝達に関すること。 4 住民情報の受付に関すること。 5 その他情報の集約に関すること。 6 通信機器の点検及び確保に関すること。 	<p>調査担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関すること。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関すること。 3 避難情報等の調査に関すること。
	<p>中土木事務所、水道局中村水道事務所及び資源循環局中事務所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。 	
	<p>中消防署</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関すること。 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。 	
<p>健康対策担当（福祉保健センター）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火山灰による健康被害についての相談に関すること。 2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関すること。 		

3 区災害対策本部

区長は、次のとおり区役所に区災害対策本部を設置します。

(1) 設置基準

- ア 市本部が設置されたとき。
- イ 区域に多量の火山灰の降灰が予測されたとき又は多量の降灰が認められたとき。
- ウ その他、区長が必要と認めたとき。

(2) 廃止基準

区本部長は、次の場合に区本部を廃止することができます。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間は、あらかじめ、市本部長の承認を得なければなりません。

- ア 富士山の「噴火警戒レベル4（避難準備）」以下が発表され、又は他の火山において噴火現象が終息した場合で、区域において新たな被害が発生するおそれが解消したと認められ、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
- イ その他、区警戒本部等に縮小することが適切であると認められるとき。

ウ 設置手続等

設置及び廃止の手続等については、第3部 第3章 第2節2及び4に定めるところによります。

(3) 組織・運営

第3部 第3章 第3節に定めるところによります。

(4) 区本部の組織及び事務分掌

次の事項のほか、第3部 第3章 第6節に準じます。

情報班	気象情報、噴火警報、噴火予報等の受伝達に関すること。
衛生班	1 火山灰による健康被害についての相談に関すること。 2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関すること。

4 職員の配備・動員

次の事項のほか、第3部 第4章に定めるところによります。

(1) 配備体制

火山災害発生時の配備基準は、区警戒本部は1又は2号配備、区本部は3号配備を目安とします。

(2) 通常業務の継続

原則として、窓口業務は可能な限り継続し、市民生活に過度の制限をかけないよう留意します。

第2節 庁舎等の保全・機能確保

1 庁舎等

降灰が予測された場合は、直ちに、窓を閉める、出入口を限定する、全館空調換気システム（セントラル空調）等を運転停止し、吸排気口を保護するなど、火山灰の建物内への侵入防止措置を実施します。また、停電に備え、非常用電源の確保、非常用発動発電機への火山灰侵入防止措置などについても実施します。

2 車両

降灰が予測された場合、不要不急の車両の使用を控え、運行中であれば、速やかに帰庁し、可能な限り地下駐車場などの屋内への移動を実施します。また、必要に応じ、吸気への火山灰侵入防止措置などについても実施します。

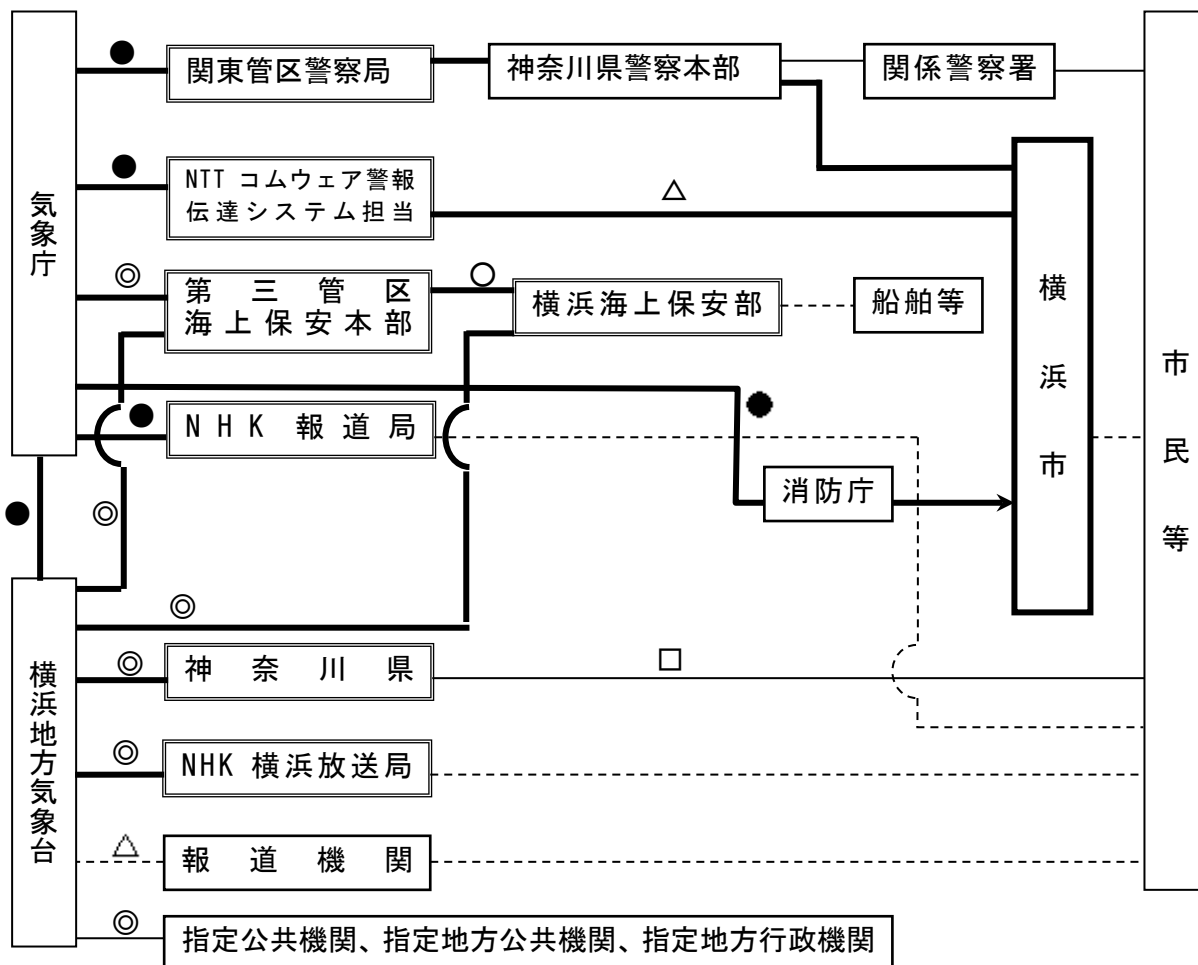
第3節 情報の収集・伝達

降灰による被害に対し、円滑に災害応急対策を実施するためには、噴火に関する情報、降灰やその被害等の状況を的確かつ迅速に把握することが必要であり、そのため、情報受伝達体制、被害情報等の把握及び広報等の要領については、次のとおりとします。

1 噴火警報等の通報及び伝達体制

噴火警報等の通報及び伝達系統は、次のとおりとします。

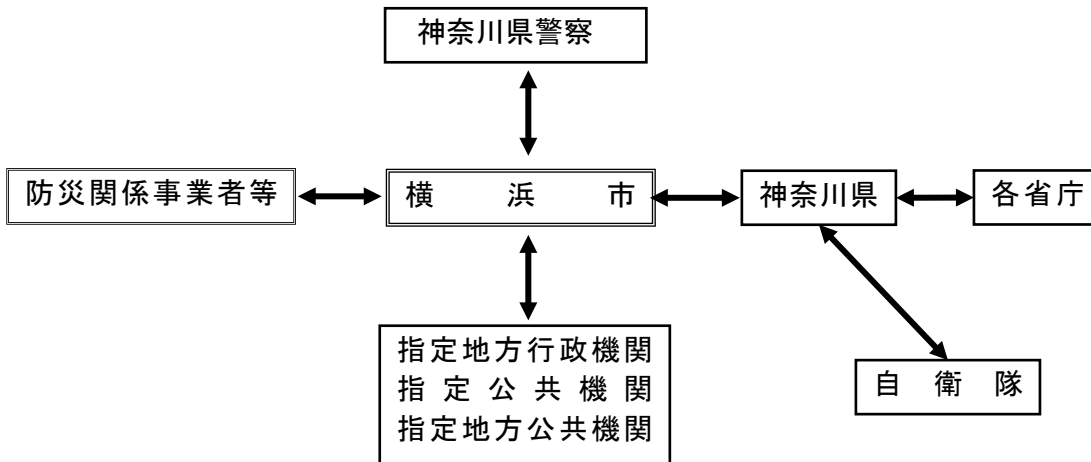
《噴火警報等の伝達系統図》



凡例	
—— 法令(気象業務法等)による通知系統	● オンライン
----- 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統	◎ 防災情報提供システム(専用線)
—— 地域防災計画、行政協定その他による伝達系統	○ 専用電話・FAX
	△ 加入電話・FAX
	□ 県防災行政通信網等
	▭ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

2 関係機関等との情報受伝達体制

防災関係機関等との情報受伝達体制は次のとおりとします。



3 降灰状況等の報告

(1) 報告事項

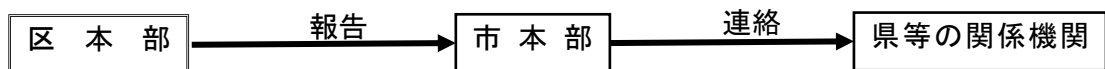
降灰に関する調査報告にあたっては、次の事項を基本とします。

なお、報告にあたっては、可能な範囲で写真等の添付についても配慮します。

- ア 降灰の有無・堆積の状況
- イ 降灰の程度(層厚等)
- ウ 被害等の状況
- エ 降灰時間
- オ 構成粒子の大きさ・特徴等

(2) 報告要領

区本部は、市内の降灰等の状況について、危機管理システム等により、市本部等に報告します。また、市本部は、それらの情報を集約し、災害応急対策の方針決定等に活用するとともに、県等の関係機関へ連絡する。



(3) 被害情報等の受伝達

ア 災害情報の受伝達

区長(区本部長)は、土木事務所地区隊や消防地区本部、市民、警察署等から災害情報の通報を受けたときは、災害情報を記録のうえ、避難・救助等につながる情報は随時ホットラインで市長(市本部長)に報告します。

イ 被害情報の受伝達

(ア) 危機管理システムへの入力

被害情報の報告にあたっては、危機管理システムの「被害情報」、「被害速報」入力により行います。

なお、被害の状況が明確でない場合であっても、把握した内容を迅速に入力します。

(イ) 危機管理システム障害時の報告

危機管理システムに障害があったときは、「被害速報様式」により区内の被害情報を速報するとともに、各種報告様式により「電子メール」又は「無線・有線ファクシミリ」で報告します。

4 活動情報及び応援要請の受伝達

(1) 区本部等運営状況の受伝達

区長は、区警戒本部又は区本部を設置したときは、危機管理システムの「本部運営状況」により、設置日時、配備人員を入力します。

なお、危機管理システムの障害時は、「電子メール」又は「無線ファクシミリ」、「無線ホットライン」により速やかに報告します。

(2) 区本部の活動報告

区本部の各班長は、各班の活動状況を区本部長に報告します。

(3) 区等への応援体制

ア 区本部長は、土木事務所など、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に対し、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。

イ 市本部長は、前項の要請に基づき、各局長及び被害の少ない区の本部長に対して応援職員の派遣を指示します。

ウ 各局及び被害が少ない区は、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

5 広報活動

被害の拡大防止、市民生活の早期安定を図るため、第3部第5章第8節に定めるほか、次の事項についても積極的に広報を行います。広報手段については、同節2を準用します。

(1) 火山灰の特性及び注意事項

(2) 降灰による健康被害防止に関すること

(3) 噴火警戒レベルに応じた噴火の状況及び安全情報等の提供

(4) 除灰に関する事項等

第4節 避難

市は、大量の降灰により、建物等の倒壊、土石流、河川の氾濫等の危険性があると判断した場合は、第3部第10章に定めるとおり、直ちに、警戒区域の設定、避難指示の発令などの避難に関する措置を実施します。

特に、避難等の判断にあたっては、層厚30cm以上の降灰で降雨があった場合は、木造建物が全壊するおそれがあることや、10cm以上で土石流が発生するおそれがあることなどに留意します。

第5節 救援・救護・市民生活の安定

1 宅地等の降灰対策

宅地等における降灰の除去、障害の軽減については、原則として、それぞれを所有、管理等を行う者が実施します。

(1) 宅地等の降灰については、住民自らその除去を行い、除去した降灰は、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、市又は収集請負業者等がこれを収集します。

(2) 除灰作業に当たっては、道路の側溝等の詰まりを防ぐため、火山灰を側溝等に流さないよう留意します。

2 健康被害への対策

(1) 健康被害対策の基本

次の事項について、市民等に対し広報を実施します。

ア マスク（マスクがない場合は、濡らしたハンカチ等）とゴーグル（ゴーグルがない場合は普通の眼鏡）を着用し、眼と呼吸器を保護します。

イ 外出をなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行います。

ウ 火山灰が、眼に入った場合は、決してこすらず、流水で洗い流します。また、降灰時は、コンタクトレンズの装用を控えます。

エ 特に、呼吸器系の基礎疾患がある人は、気管支炎等の症状悪化の恐れがあるため、外出を極力控えます。

(2) 除灰作業従事者等の保護

市職員及び事業者等で、除灰作業に従事する者は、火山灰に長時間暴露することとなるため、作業中はマスク等の保護具を着用します。また、作業の責任者は、交代要員の確保についても配慮します。

中区防災計画

風水害対策編

編集・発行 中区役所総務課

発行年月 令和4年3月

〒231-0021

横浜市中区日本大通35番地

電話 224-8112

FAX 224-8109